

# 平成30年度島根支部事業実施結果

平成30年度 島根支部事業推進状況(数値目標まとめ) (P1～)  
I. 基盤的保険者機能関係 (P2～)  
II. 戦略的保険者機能関係 (P14～)

令和元年5月23日 令和元年度第1回評議会



全国健康保険協会 島根支部

協会けんぽ

# 平成30年度 島根支部事業推進状況（数値目標まとめ）

## KPI(重要業績評価指標)

KPI No.	項目	担当G	KPI	実績		H29年度実績
1-(2)	レセプト点検査定率(内容点検)	レセプト	0.353%以上	○ 0.366%	H31.3末(確定)	0.353%
1-(3)	柔整3部位かつ月15日以上施術の申請割合	業務	0.38%以下	○ 0.29%	H31.3末(確定)	0.38%
1-(4)①	資格喪失後1か月以内の保険証回収率	レセプト	97.0%以上	96.31%	H31.3末(確定)	96.51%
1-(4)②	返納金(資格喪失後受診)回収率	レセプト	76.94%以上	74.35%	H31.3末(確定)	76.94%
1-(4)③	医療給付費のうち返納金(資格喪失後受診)の割合	レセプト	0.031%以下	0.053%	H31.2末	0.031%
1-(5)①	サービススタンダード達成状況	業務	100%	○ 100%	H31.3末(確定)	100%
1-(5)②	各種申請書の郵送化率	業務	87.0%以上	○ 87.1%	H31.3末(確定)	85.4%
1-(6)	限度額適用認定証の使用割合	業務	83.0%以上	78.0%	H30.12末	77.1%
1-(7)	被扶養者資格再確認の提出率	業務	91.0%以上	○ 93.7%	H30.11.16(確定)	90.8%
2-(2)③ア	生活習慣病予防健診実施率(請求ベース)	保健	62.0%以上	59.6%	H31.4末	60.8%
2-(2)③イ	事業者健診データ取得率	保健	11.0%以上	○ 11.5%	H31.3末	10.0%
2-(2)③ウ	被扶養者の特定健診受診率(請求ベース)	保健	34.0%以上	29.0%	H31.3末	27.1%
2-(2)④	特定保健指導実施率	保健	27.2%以上	22.1%	H31.3末	23.9%
2-(2)⑤	受診勧奨後3か月以内の受診割合	保健	15.0%以上		未確定	未確定
2-(3)①	広報活動における加入者理解率	企総	30.1%以上	○ 39.2%	H31.1(確定)	未確定
2-(3)②	健康保険委員のカバー率※	企総	60.0%以上	○ 63.3%	H31.3末(確定)	56.2%
2-(4)	ジェネリック医薬品使用割合	企総	76.9%以上	○ 80.5%	H30.11末	77.1%

※保健実績は  
速報値

※数値前○はKPI及び目標  
達成(含見込)の項目

※カバー率…全被保険者のうち健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合  
赤字はインセンティブ制度の評価指標です。  
実績は判明時点での数値(暫定値含む)を掲載しております。  
「KPI No.」は事業計画と対応した項目番号です。

## 支部独自目標

項目	目標	実績	
健康保険委員委嘱者数	2,300人(上期2,200人)	○ 2,302人	H31.3末(確定)
メールマガジン登録件数	1,800件(上期1,700件)	○ 1,837件	H31.3末(確定)
事業所訪問件数	228件	201件	H31.3末(確定)
事業所訪問による健康宣言獲得数	120件	118件	H31.3末(確定)
健康宣言事業所数	700社(上期600社)	○ 729社	H31.3末(確定)
認定事業所数	-	106件	H31.3末(確定)

# I . 基盤的保險者機能關係

# 1. 効果的なレセプト点検の推進

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
1-(2)	レセプト点検査定率 (内容点検)	0.353%以上	0.366%(H31.3末)	0.353%

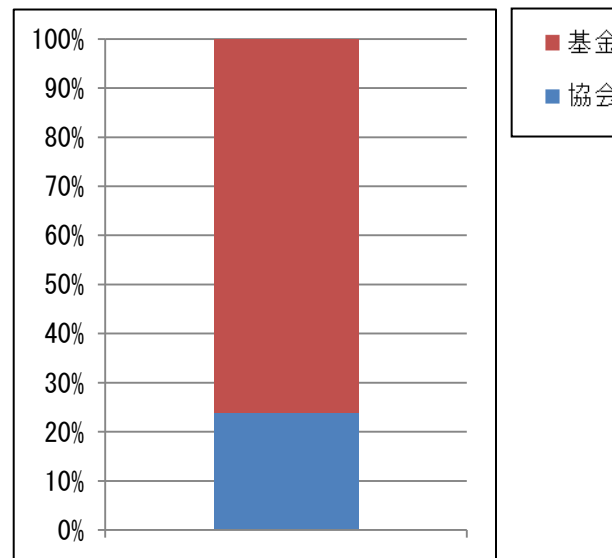
## (1) 医療費適正化を図るため、レセプトの資格、外傷、内容の各点検を実施

- 自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検の徹底
- 点検技術の底上げのための点検員研修の実施
- 点検員会議（毎月）による査定事例の集約及び共有化
- 点検員のスキル向上のための勉強会の開催（毎月）
- 支払基金との定例打ち合わせ会の実施（毎月）

### 【内容点検査定金額状況】

		4~3月合計
査定金額目標		34,575,838
査定金額		33,782,310
対目標金額		▲ 793,528
対前年金額		+ 1,257,500
(前年同月)		32,524,810
KPI	目標	0.353%
査定率(※)		
合計		0.366%
協会	30年度	0.088%
基金		0.278%

### 【(参考) 左表の査定率内訳】



※KPIの査定率は診療報酬支払基金分との合算で算出されるため、基金の影響も大きい。

## 2. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
1-(3)	柔整3部位かつ月15日以上 施術の申請割合	0.38%以下	0.29%(H31.3末)	0.38%

### (1) 効果的な審査及び調査手法の検討、多部位・頻回申請に対する照会業務の強化

➢多部位・頻回及び不適切な受診の疑いがある患者に対して患者照会文書を送付

### (2) 不適切な申請防止のための加入者及び事業主への周知の促進

- 整骨院の正しいかかり方に関するチラシについて、ホームページへ掲載するとともに患者照会文書に同封。
- 全事業所宛ての納入告知書同封チラシに、整骨院の正しいかかり方を掲載周知。(6月)

### 【請求状況及び文書照会状況】

区分	4月～3月	4月～12月	(参考)全支部平均 4月～12月
①請求総数(件)	35,530	26,793	—
②柔整3部位かつ月15日以上 施術の申請数(件)	104	78	—
③文書照会数(件)	2,461	2,259	—
柔整3部位かつ月15日以上 施術の申請割合(②/①)	0.29	0.29%(2)	1.25%
照会割合(③/②)	2366.3%	2896.2%(1)	200.5%

### 【納入告知書同封チラシ掲載広報】

**ご存じですか？整骨院・接骨院の正しいかかり方**

業務外の負傷により整骨院・接骨院にかかる場合、協会けんぽから療養費として施術費用の7割～9割が支給されます。しかし、整骨院・接骨院での治療には健康保険の対象となる場合とならない場合があります。

健康保険が使える	健康保険が使えない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日常生活やスポーツによる外傷性の打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれなど)</li> <li>◆ 骨折・脱臼(応急処置の場合を除き、継続治療をする場合は、医師の同意が必要です。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり</li> <li>◆ スポーツなどによる筋肉疲労の改善</li> <li>◆ 病氣(神経痛・ヘルニアなど)</li> <li>◆ 脳疾患後遺症などの慢性病</li> <li>◆ 労災保健が適用となる仕事や通勤途中でのケガ</li> </ul>

**注意事項**

- ・健康保険の対象対象にならない場合もありますので、負傷の原因を正確に伝えましょう。
- ・療養費支給申請書は、必ず自分で署名または押印しましょう。
- ・領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう。
- ・施術が長期にわたる場合は、一度医師の診察を受けましょう。

※全支部比較のため4月～12月数値を表示。全支部数値内訳は省略。( )内は支部順位

### (3) 柔道整復師に対する面接確認の実施（1月より開始、1件実施）

➤部位ころがしや傾向的申請等、審査会審査において申請内容に不正又は著しく不当である内容の疑義を認めた施術所に対して面接確認を実施し、その結果、申請誤りや不備、誤解等が確認できれば改善を求めていく。また、聞き取った内容を審査会で審議のうえ、必要に応じて厚生局へ情報提供を行う。

#### 【面接確認通知文（抜粋）】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇整骨院  
施術管理者 〇〇〇〇 様

島根県柔道整復療養費審査委員会  
(審査委員長)

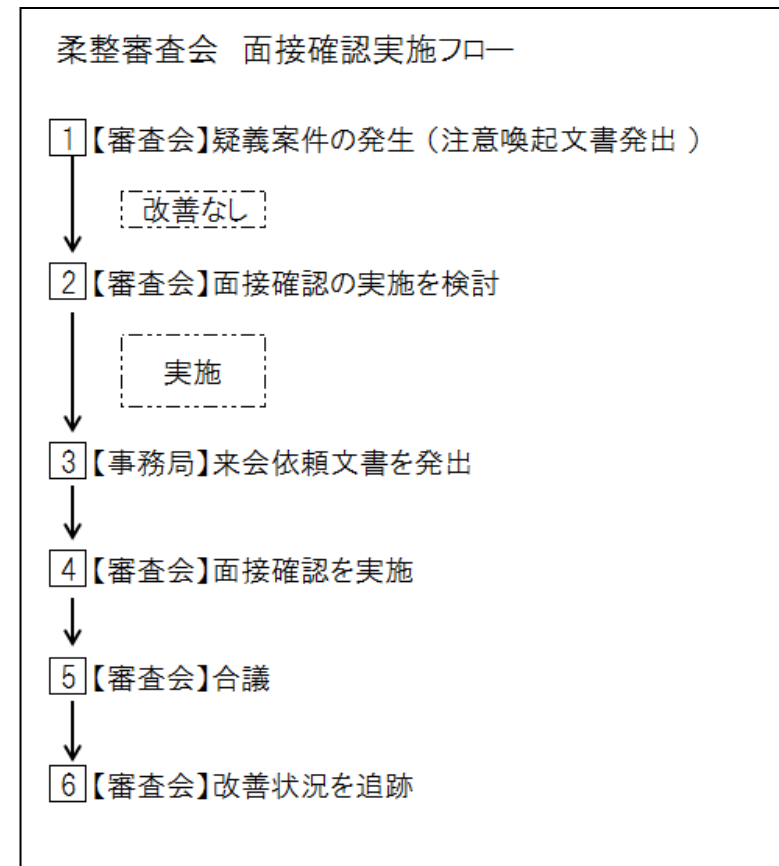
柔道整復療養費に係る面接確認の実施について

貴整骨院(接骨院)から提出された柔道整復施術療養費支給申請書等の内容について、直接お尋ねしたいことがありますので、下記のとおり来会をお願いします。  
なお、当日、都合により来会できない場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 日時 平成31年〇〇月〇〇日(〇)15時から(1時間程度)
2. 場所 島根県国民健康保険団体連合会(別館3階会議室)  
松江市学園一丁目7番14号(1階受付までお願いします。)
3. 持参物  
(1) 施術録(平成〇〇年〇月、〇月、〇月施術分)  
※全国健康保険協会島根支部、健康保険組合連合会島根連合会分(山陰合同銀行健康保険組合、山陰自動車業健康保険組合)  
島根県市町村国民健康保険、島根県医師国民健康保険組合及び島根県後期高齢者医療広域連合の被保険者にかかるものすべて  
(2) 領収書の発行履歴や来院簿、その他通院履歴が分かる資料  
(3) 登録記号番号、印鑑  
(4) 本通知書

#### 【面接確認実施フロー（抜粋）】



### 3. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
1-(4)①	資格喪失後1か月以内の 保険証回収率	97.0%以上	96.31% (H31.3末)	96.51%
1-(4)②	返納金(資格喪失後受診) 回収率	76.94%以上	74.35% (H31.3末)	76.94%
1-(4)③	医療給付費のうち返納金 (資格喪失後受診)の割合	0.031%以下	0.053% (H31.2末)	0.031%

#### (1) 債権の発生を防止するための保険証早期回収強化の取組み

- 保険証送付封筒の裏面に、保険証回収への協力依頼文章を印刷。
- 被保険者証の未返納者に対する文書催告送付
  - ・ 資格喪失等により未返納が確認された場合、1週間内で催告を実施。

#### 【資格喪失後1か月以内の被保険者証回収状況】

区分	4月～3月	(参考)全支部平均 4月～3月
①回収対象数(枚)	35,342	—
②回収済数(枚)	34,037	—
回収率(②/①)	96.31%(1)	91.57%

※全支部数値内訳は省略。( )内は支部順位

## (2) 債権の早期回収と法的手続きによる回収の強化

- 債権催告フローに基づく法的措置の早期化
- 弁護士名催告の活用及び早期実施（債権発生後4か月での催告）
- 法的手続きによる回収  
平成27年度 7件、平成28年度 19件、平成29年度 36件、平成30年度37件

### 【法的手続き状況（平成31年3月末時点）】

	完納	訴訟による和解(分割納付)	債務名義取得	預金差押え	給与差押え	取下げ	進行中	合計
法的手続き内訳 (件)	9	4	7	0	0	10	7	37

### 【資格喪失後受診による返納金の回収状況】

区分	4月～3月	(参考)全支部平均4月～3月
①調定金額 (円)※調停後の取り消しを除く	20,025,849	—
②回収金額 (円)	14,889,339	—
回収率 (②/①)	74.35%(9)	56.16%

### 【医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合】

区分	4月～2月	(参考)全支部平均4月～2月
①医療給付費(円)	37,772,555,890	—
②返納金無資格(円)	20,025,849	—
返納金割合 (②/①)	0.053% (22)	0.070%

※全支部数値内訳は省略。( )内は支部順位



## 4. サービス水準の向上

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
1-(5)①	サービススタンダード 達成状況	100%	100%(H31.3末)	100%
1-(5)②	各種申請書の郵送化 率	87.0%以上	87.1%(H31.3末)	85.4%

### (1) お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上

➢ お客様満足度調査(※)の結果を踏まえ、電話対応の支部改善ポイント「復唱・親身に・共感」について朝礼での周知、ポスター掲示による意識付けを図る。(12月~3月)

※お客様満足度調査とは、協会本部が毎年度外部委託により実施する電話・窓口の満足度を図る覆面調査。

➢ CS向上検討委員会を毎月開催し、CS向上の取り組みを強化。(毎月)

➢ サービス向上に向けた月毎目標の標語を決定し掲示。(毎月)

➢ 電話対応向上に向けた、支部内アンケートを実施。(7月)

➢ 支部独自のお客様満足度調査を実施し改善を図る。(8月)

➢ 本部による全国同時実施の窓口アンケートの実施。(12月、1月)

### (2) サービススタンダードの着実な実施

➢ 健康保険給付について、サービススタンダード(※)により適切に管理のうえ着実に実施

※サービススタンダードとは傷病手当金等6種の現金給付申請の受付から振込までの期間を10営業日以内とすること

➢ 平成30年度実施状況(4月から3月集計)は、達成率100%。

### (3) 郵送化及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進

- 全事業所宛ての納入告知書同封チラシに、郵送による届出及び届書・申請書作成支援サービスの利用を掲載、周知。(6月)
- 社会保険事務説明会時に事業所担当者へ周知。(6月県内16会場1,420人参加)
- 支部で交付する申請書に郵送による届出を案内するスタンプを押印。

#### 【郵送化率の状況】

区分	4月～3月	(参考)全支部平均4月～3月
郵送化率	87.1%(29)	89.3%

※()内は支部順位

## 5. 限度額適用認定証の利用促進

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
1-(6)	限度額適用認定証の使用割合	83.0%以上	78.0%(H30.12末)	77.1%

### (1) 事業主や健康保険委員等に対する広報及び医療機関の窓口への申請書配置等による利用促進

- 社会保険事務説明会時に限度額認定証の制度を事業所担当者へ周知。(6月県内16会場1,420人参加)
- 県内医療機関に限度額適用認定証を周知するとともに申請書の設置を依頼し、限度額適用認定証の利用促進を図る。(6月に67機関に文書送付、7月電話勧奨実施⇒結果：既存機関含め84機関に申請書設置)
- 医療事務セミナーで医療機関従事者に制度利用を周知。(3月14日71医療機関113人参加)

#### 【限度額適用認定証の使用割合状況】

区分	4月～12月	(参考)全支部平均4月～12月
限度額適用認定証の使用割合	78.0%(37)	81.4%

※()内は支部順位

## 6. 被扶養者資格の再確認（※）の徹底

➤被扶養者資格の再確認は、高齢者医療に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない方の無資格受診防止を目的に事業所に確認文書を送付し毎年度実施。

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
1-(7)	被扶養者資格再確認の提出率	91.0%以上	93.7%(H30.11.16確定)	90.8%

### (1) 未提出事業所への勧奨による回答率の向上

➤未提出事業所に対して、文書等による督促を実施

- ・一次督促 1,073事業所（9月10日発送）
- ・二次督促 690事業所（10月10日発送）
- ・三次督促 電話勧奨 84事業所（11月2日実施）

#### 【被扶養者状況リストの提出状況（平成30年11月16日確定）】

区分	島根	(参考)全支部平均
①送付事業所(件)	7,359	—
②受付事業所数(件)	7,062	—
提出割合(②/①)	93.7%(4)	88.0%

#### 【(参考)被扶養者異動届提出数※】

区分	被扶養者異動届数
島根	592件

※資格再確認により扶養解除手続きがとられた件数。

# 7. 保険証適正使用の啓発

## (1) 加入者や事業主に対する広報の強化

- 「保険証提示啓発ポスター」の県内医療機関への送付。  
※県内51医療機関（病院）に郵送。全診療所（医科、歯科）に医師会、歯科医師会を通じて配布。
- 健康保険医院向け広報誌「だんだん健康」に保険証回収チラシを同封。
- 社会保険事務説明会及び新人事務説明会時に保険証適正使用について事業所担当者へ周知。
- 喪失後受診の注意喚起文書及びチラシを過去に保険証未回収のあった事業所に送付。（3月1日、231事業所）

### 【保険証提示啓発ポスター】

**医療機関で受診する際は、**  
**毎回 保険証を提示してください!**

健康保険被保険者証  
本人（被保険者） 平成26年 6月25日交付  
記号 21700023 番号 21  
氏名 伊藤 太郎  
生年月日 平成 元年 5月 10日  
性別 男  
資格取得年月日 平成 26年 6月 1日

事業所名称 株式会社  
保険者番号 10101100116  
保険会名称 全国健康保険協会 支部  
保険者所在地 市〇〇区〇〇町〇〇番

- 保険証は受診のつと提示する必要があります。（毎月ではなく毎回です）
- 会社を退職したときには、すみやかに会社へ保険証（被扶養者分を含む）を返却してください。
- 資格のない保険証を使用した場合には、後日、医療費（自己負担を除いた金額）を返還していただくことになります。

全国健康保険協会 島根支部 島根県医師会 島根県歯科医師会

### 【保険証回収チラシ】

**健康保険証の**

**無効**  
使用できなくなります  
退職日の翌日から  
お持ちの保険証は

会社を退職しても、そのまま健康保険証が使えると思っただけで、新たに健康保険加入の手続きが必要だった...!

大切なお話

【お問い合わせ先】  
〒690-8831 松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
全国健康保険協会島根支部 レセプトグループ  
電話 0862-59-5197  
協会けんぽ島根 検索  
<https://www.kyokai-impco.or.jp/shibu/shimane/>

全国健康保険協会 島根支部 H302

**事業主のみなさまへ** 一協会けんぽ島根支部からのお願い

資格を喪失された方の保険証は速やかに回収のうえ返却をお願いします!

島根支部では、無効となった保険証の誤使用（無資格受診）により...  
→不要な医療費支出が  
本年度 **約1,700万円**発生しています!  
(平成30年12月末時点)

- ◆無資格受診のほとんどは、資格喪失後3週間以内に発生しています。  
(1週間以内：50% 1～2週間以内：30% 2～3週間以内：10%)
- ◆上記不要な支出は、被保険者であった方に返還を求めています。なかなか返還にに応じていただけない方もおり、数度の催告や法的措置にまで至るケースもあります。無資格受診の発生防止に何卒ご協力をお願い申し上げます。
- ◆退職等により健康保険の加入資格が喪失となる従業員の方には、必ず次の3点をお伝えいただき、保険証の回収及び適正使用にご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 現在お使いの保険証は退職日の翌日から無効になります。**  
ご家族（被扶養者）の保険証も、同様に退職日の翌日から無効になります。
- 2 無効となった保険証は事業所へ速やかにご返却ください。**  
回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者異動届に添付のうえ、日本年金機構（広域事務センター）へ提出をお願いします。  
特に、遠方にお住まいのご家族の保険証は忘れがちですのでご注意ください。
- 3 新たな健康保険の加入手続きを速やかにしてください。**  
資格喪失される方向けリーフレットの裏面下部に案内があります。

## (2) 多受診者や重複受診者に対する受診指導

➤レセプトの受診状況に基づき、3か所以上の薬局にかかっている被保険者540人を対象に、お薬手帳カバーを同封した適正受診の啓発文書を送付。併せてアンケートを実施。(8月)

### 【啓発内容】

- ①お薬手帳携行促進による服薬適正化
- ②かかりつけ薬局登録促進
- ③ジェネリック医薬品使用促進

### 【アンケート結果(抜粋)】

#### アンケート結果より見られた傾向(まとめ)

(注)本アンケートは、「アンケート調査の概要」(P1)のとおり、「同月に3薬局以上で調剤を受けている被保険者」を対象としている。  
➤回答者は、①かかりつけ薬局を持っていないと考えられる ②被扶養者、特に若年層(子供・乳幼児)は含まれない 点に注意する必要がある。

#### 1. 回答者について

・回答者の男女比は半々。年代は50代、60代以降が70%を占めていた。(P4)

#### 2. 「お薬手帳」について

- ・お薬手帳はほぼ全ての方が持っている。⇒98%(P5)
- ・複数のお薬手帳を持っている方も一定割合存在する。⇒30%(P5)
- ・受診時、お薬手帳を必ず提示するのは61%。提示する時としない時があるのは31%。(P6)
- ・お薬手帳を提示しない理由は、「持ち歩くのが面倒」40%、「受診の際に提示を求められない」18%。(P6)
- ・「その他」42%の理由は「ただ忘れる」「急な受診だった」が多い。(P6)
- ・お薬手帳の役割「薬の重複や飲み合わせトラブルを防ぐ」を認知。⇒94%(P7)
- ・同封した「お薬手帳カバー」を使用すると回答。⇒82%(P8)

#### 3. 「ジェネリック医薬品」について

- ・ジェネリック医薬品はほぼ全ての方が知っている。⇒99%(P9)
- ・ジェネリック医薬品を「使用している」73%、「使用する時としない時がある」21%。併せると94%が使用。(P9)
- ・使用しない方の理由は、「安全性の不安」40%、「医療機関で勧められない」42%。(P10)
- ・ジェネリック医薬品についての認知は次の順。「新薬よりも安価」81%、「効き目・安全性が同等」67%、「医療費軽減による協会けんぽの保険料抑制」49%。(P11)

#### 4. 「かかりつけ薬局」について

- ・かかりつけ薬局を知っている。⇒77%(P12)
- ・かかりつけ薬局の役割の認知は、高い項目で約50%、低い項目では20%未満。(P13)
- ・かかりつけ薬局を持っているのは44%、これから持とうと思うのは36%。(P14)
- ・かかりつけ薬局を持とうと思わない一番の理由は「医療機関の近くの薬局が便利だから」。⇒80%(P14)

### 【お薬手帳カバー】

このケースに入れるもの

- お薬手帳(複数冊あればすべて)
- 保険証
- 診察券
- 各種受給者証

まとめて保管し、受診時に忘れないようにしましょう!

なぜ、お薬手帳が大切なのか?

- アレルギー・薬歴・病歴を伝えます。
- 薬の重複や飲み合わせのトラブルを防ぎます。
- 災害時などの緊急事態でも適切な処置を受けることができます。

ジェネリック医薬品を希望します

**お薬手帳カバー**  
保険証・診察券  
セット保管用

お薬手帳

全国健康保険協会 鳥根支部  
鳥根けんぽ

アンケート結果は、今後の事業実施に活用。また、薬剤師会へ提供し、事業連携につなげる。

### (3) 診療報酬支払基金と連携した医療事務セミナー（医科）

➤ 診療報酬支払基金と連携し、医療機関の事務担当者を対象に健康保険事務及びレセプト請求についての周知、情報提供を行う。（3月14日・71医療機関113人参加）

#### 【内容】

講演Ⅰ：健康保険給付に係る諸手続きについて（全国健康保険協会島根支部）  
 ※前述「限度額適用認定証の使用促進」についても説明。

講演Ⅱ：適正なレセプト請求について（社会保険診療報酬支払基金島根支部）

#### 【説明資料（抜粋）】

### 健康保険証の情報について～見方～

平成27年6月29日交付分より変更

**健康保険証の確認について**

- ✓ 必ず資格取得年月日や扶養認定年月日の確認をお願いします。
- ✓ 記号番号については、協会けんぽへお問い合わせいただいても、原則お答え出来ませんのでご了承願います。

### 高額療養費・限度額適用認定証～限度額適用認定証～

**限度額適用認定証** 受診される際に、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付をうけ、医療機関に提示することにより、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までに軽減されます。

①申請 → ②交付（ご自宅へ郵送） → ③提示と支払い（自己負担限度額まで）

被保険者 → 協会けんぽ → 医療機関等

【申請書名】	健康保険 限度額適用認定申請書 健康保険 限度額適用標準負担額減額認定申請書
【添付書類】	・健康保険証のコピー ・被保険者が非課税であれば、非課税証明書の原本またはマイナンバー制度を利用するための番号確認書類および身元確認書類
【提出期限】	必要とされる場合すみやかに
【注意事項】	70歳未満の方は申請が必要です。 (70～74歳の方は、「現役並みⅠ、Ⅱ」「低所得Ⅰ、Ⅱ」に該当する場合は申請が必要です。)

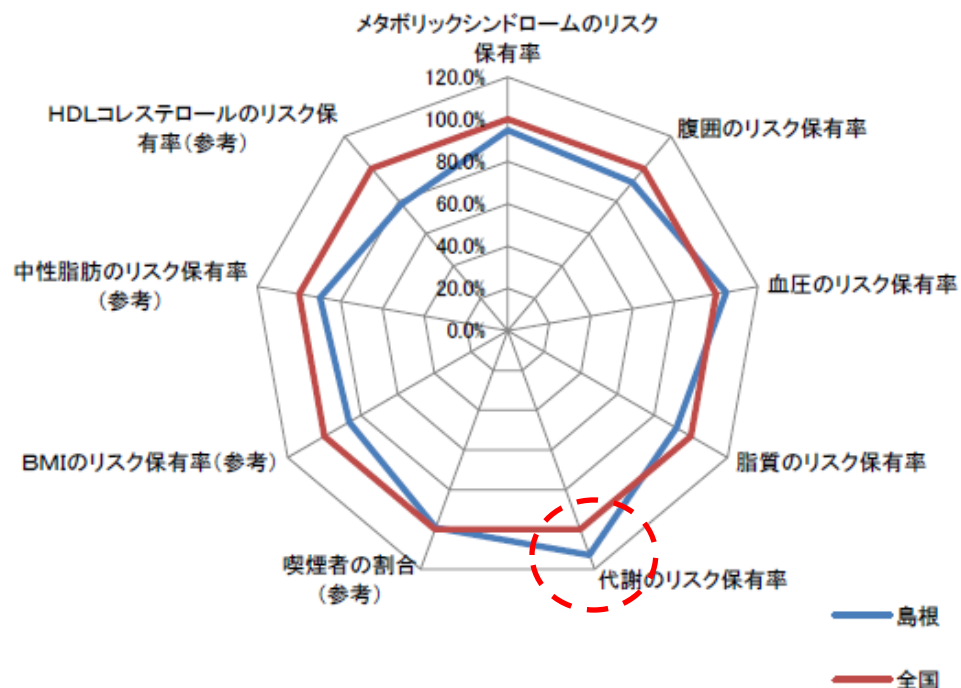
## II. 戰略的保險者機能關係

## ■ データヘルス計画について

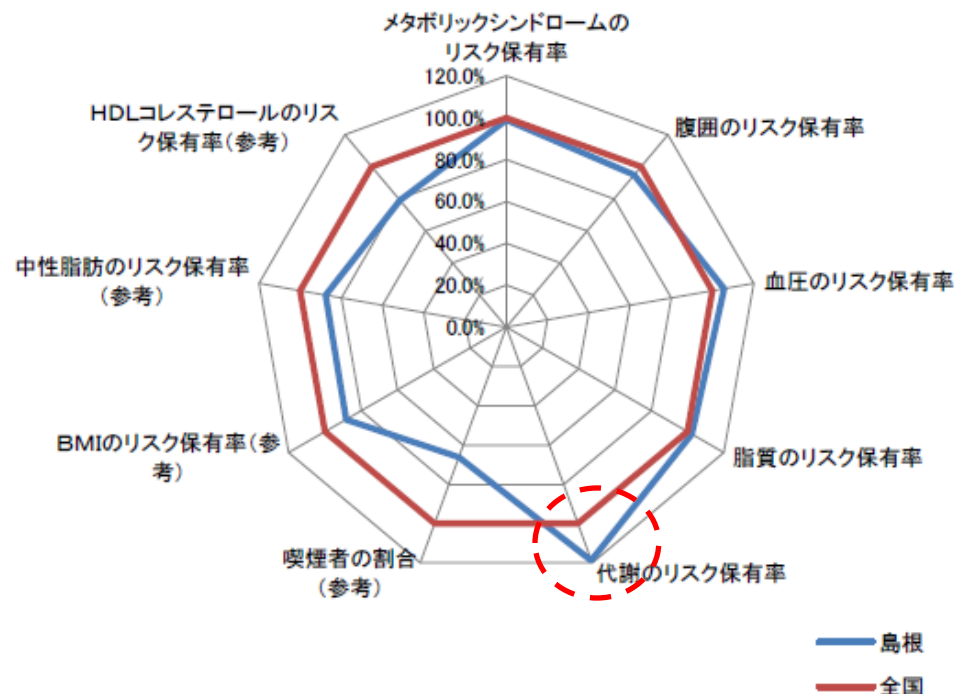
【データヘルス計画に関する平成28年度健診結果データ(リスク保有率)】

(単位:%)

男性



女性



島根支部は代謝リスク保有率が男女ともに全国より高い。このため、第1期データヘルス計画(平成27年度~29年度)に引き続き、第2期データヘルス計画においても「代謝リスクを全国平均以下にする」ことを上位目標に据え、取り組みを進める。(次ページ参照)



## 島根支部の健康課題

### 原因となる生活習慣

・30分以上の運動習慣のある人の年齢調整割合  
 男性：15.1% **全国46位**(全国22.2%)  
 女性：8.9% **全国47位**(全国14.7%)  
 ※協会けんぽ問診票データ分析報告書2014

・喫煙者の年齢調整割合  
 男性：42.5% **全国18位**(全国43.7%)  
 女性：11.3% **全国2位**(全国16.9%)  
 ※協会けんぽ都道府県支部別健診データ(平成27年度)

### 生活習慣病予備群

・代謝(空腹時血糖)リスクの保有率  
 男性：20.5% **全国41位**(全国17.6%)  
 女性：8.7% **全国43位**(全国7.4%)  
 全体：16.0% **全国41位**(全国14.1%)  
 ※協会けんぽ都道府県支部別健診データ(平成27年度)

**糖尿病の  
リスク大！！**

### 生活習慣病→重症化

・糖尿病腎症による新規透析導入者割合(人口10万人に対して)  
 2010年 2015年  
 (島根県) 11.6人 **13.5人**  
 (全国) 12.9人 12.9人  
 ※日本透析医学会より

・既往歴(腎不全・人工透析)者の年齢調整割合  
 男性：2.0% **全国45位**(全国0.5%)  
 女性：1.7% **全国46位**(全国0.3%)  
 ※協会けんぽ問診票データ分析報告書2014

**結果**

**平均寿命**(2015年) 男性：80.79歳 **全国23位**(全国平均：80.73歳) 女性：87.64歳 **全国3位**(全国平均：86.99歳)  
 と、平均寿命は全国平均を上回っているが  
**健康寿命**(2013年) 男性：70.97歳 **全国30位**(全国平均：71.19歳) 女性：73.80歳 **全国38位**(全国平均：74.21歳)  
 と、**平均寿命と健康寿命とのかい離**の要因となっている。(厚生労働省データ)

### 上位目標※

※【重大な疾患の発症を防ぐ】(10年以上経過後に達する目標)

## 代謝(空腹時血糖)リスクの保有率を全国平均以下にする

# 中位目標※

※【検査値等が改善する】（6年後に達成する目標）

- ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所の代謝リスク保有率を支部平均より3%以上下げる  
(参考)平成27年度健康宣言事業所の代謝リスク 男性:18.9%、女性8.5%、全体15.2%
- 特定保健指導対象者の減少率を40%以上にする  
(参考)平成27年度38.3%、平成28年度36.5%
- 島根県における糖尿病腎症による新規透析導入者割合を継続して10人以下にする(人口10万人対)  
(参考)平成23年度～27年度の平均:10.8人、平成27年度:13.5人

## 下位目標(中位目標に近づく手段)

※優先順位順

## 具体的な施策

### <重症化予防>

- 1. 重症化予防事業について、県下市町村と共同して実施する
- 2. 受診勧奨(健診結果要治療者)後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を20.0%以上にする

- 1. 各市町村において実施(予定)をしている糖尿病腎症の対策について、対象者を国民健康保険加入者から協会けんぽ加入者に拡大し、該当者に医療機関受診、保健指導利用を勧奨する。
- 2. 健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、医療機関への受診勧奨を実施する。
  - ・本部で実施する一次勧奨実施後に、文書および電話による二次勧奨を実施(値高値者)
  - ・上記二次勧奨に複数年該当している未受診者に対し、訪問による受診勧奨(保健指導時)を実施
  - ・血糖値について健診結果で要治療または要精密検査と判定されたにも関わらず、未受診の者へ訪問による受診勧奨(保健指導時)を実施

### <特定保健指導>

- 3. 特定保健指導の実施率を35.0%以上にする

- 3. 特定保健指導の実施率向上に向けて、外部委託を拡大するとともに、加入者へその重要性を訴求する。
  - ・外部専門機関における委託件数の拡大
  - ・健診機関における委託件数の拡大
  - ・保健指導の重要性の広報
  - ・保健指導実施者のスキルアップ
  - ・健診当日の初回面談の実施機関の拡大

### <特定健診>

- 4. 特定健康診査の受診率を65.0%以上にする

- 4. 被保険者の健診について、外部機関(健診機関等)と連携した生活習慣病予防健診利用者の拡大、事業者健診結果データの取得勧奨の実施。  
被扶養者の健診について、利便性向上のためがん検診との同時実施の拡大するとともに、これまで実施していない新たな手法の検討・実施による特定健診受診率の向上を図る。

### <事業主や加入者等への意識啓発・情報提供>

- 5. その他運輸業を含む健康宣言事業所を1,300事業所以上、認定事業所数を健康宣言事業所の2割以上にする
- 6. ウォーキング大会を年2回以上実施し、参加者をアップを図る
- 7. 喫煙率を男性:31.4%、女性:7.5%以下にする

- 5. 健康宣言事業所を増やすため、事業所訪問やDM等による勧奨を実施する。また、健康宣言事業所が認定を目指して健康づくりを促進できるよう事業所へのサポートを充実させ、認定事業所数を健康宣言事業所の2割以上となるよう支援していく。
  - ・訪問事業の実施
  - ・健康保険委員への広報
  - ・島根県・山陰中央新報社による広報
  - ・優遇制度の拡充
  - ・ロゴマークの普及と価値向上
  - ・協定締結先との連携強化
- 6. 事業所への積極的な広報だけでなく、他の保険者とも連携して実施する。
  - ・健康保険委員および健康宣言事業所への参加勧奨
  - ・保健指導の際の参加勧奨
  - ・量販店および健診機関へのポスター掲示依頼
  - ・島根県・山陰中央新報社への広報依頼
  - ・開催地域の自治体や商工会議所等への広報依頼
  - ・健康測定ブースを設置
- 7. 事業所、関係機関と連携して受動喫煙対策に取り組む
  - ・各圏域の保健所で共同のセミナー、研修会等の実施
  - ・「たばこ対策」出前講座の実施

# 1. データヘルス計画の着実な実施 (効率的かつ効果的な保健事業・支部独自事業)

## (1) いきいきチャレンジウォーク2018の開催

- 協会けんぽ、島根県国民健康保険団体連合会、山陰合同銀行健保組合、山陰自動車業健康保険組合の県内4保険者共催のウォーキング大会を3会場にて開催。
- インストラクターによるウォーキング指導後、ウォーキングを実施し、健康づくりのきっかけを提供する。
- スタート前およびゴール後に血管年齢測定器、肺年齢測定器、体組成計による健康測定を実施。
- 各種健康啓発資料を配布。

### 【実施結果】

	開催日	会場	参加者数
松江会場	10月20日	松江城周辺	73名
出雲会場	10月27日	出雲大社周辺	59名
浜田会場	9月30日荒天中止	浜田港周辺	—

### 【当日の様子】



## (2) イベントにおけるブース出展

- 健康測定の実施(血管年齢測定、肺年齢測定、体組成計測)
  - ①県民公開講座『8020健康長寿社会を楽しもう』  
(主催：山陰中央新報社・島根県歯科医師会) (11月3日実施)
  - ②はじめるスタジアム2019  
(主催：山陰中央新報社) (3月9日実施)

### (3) 健康増進支援サイト「へるし～まね」の運用による健康づくり支援

- 協会けんぽ島根支部HP上の、健康増進支援サイト「へるし～まね」に、歯周病予防を目的とした島根県歯科医師会監修の「からだの健康はまず、お口から」という新しいコンテンツを作成。健康保険委員向け広報誌「だんだん健康」等にて加入者に周知。(4月)
- 健康増進支援サイト「へるし～まね」のスマホ対応等に向けたリニューアル実施(3月)

### (4) 受動喫煙対策ポスターの作成(2月)

➢加入者の健康増進・改善及び医療費適正化はもとより、前回作成から5年が経過し「健康経営」への機運が高まっていること、また、2020年に「受動喫煙対策法」が全面施行されることから、新たに受動喫煙を啓発するためのポスターを作成。

- ・作成数 3,000枚
- ・配付先 県内市町村、県内経済団体、健康保険委員(予定)

#### 【広報誌「だんだん健康」抜粋】



からだの健康は  
まず、**お口**から

監修：一般社団法人 島根県歯科医師会

1 全国健康保険協会のHPトップ  
<http://www.kyokaikenpo.or.jp/>  
「都道府県支部ページへ」から「島根県」を選択

2 島根支部のHPトップ  
<http://www.kyokaikenpo.or.jp/branch/01/>  
「へるし～まね」バナーをクリック

3 検索トップ  
<http://shien32.kyokaikenpo.or.jp/>

または へるし～まね 検索 <http://shien32.kyokaikenpo.or.jp/>

日本人の成人の約80%が歯周病というデータもあります。  
いつまでもおいしい食事が食べられて、良い笑顔を作れるように、  
きちんとお口のケアをしましょう！

#### 【受動喫煙 対策ポスター】



たばこは  
まわりの人も  
苦しめます

大切な人を守るため、けむりのない社会へ。禁煙外来は健康保険が適用されます。

全国健康保険協会 島根支部  
協会けんぽ

## 2. データヘルス計画の着実な実施 (特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上)

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
2-(2)③ア	生活習慣病予防健診実施率(請求ベース)	62.0%以上	59.6%(H31.4末)	60.8%
2-(2)③イ	事業者健診データ取得率	11.0%以上	11.5%(H31.3末)	10.0%
2-(2)③ウ	被扶養者の特定健診受診率(請求ベース)	34.0%以上	29.0%(H31.3末)	27.1%

注) 健診実績は速報値

### 【生活習慣病予防健診受診率の年度推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4月～3月
島根 (%)	52.4 (2)	53.4 (2)	56.0 (3)	57.8 (3)	57.6 (6)	58.0 (5)	58.5 (5)	59.1 (8)	59.8 (9)	60.8 (9)	59.6 (-)
全国 (%)	35.9	38.3	40.9	42.7	44.3	45.7	46.7	48.0	48.5	49.6	

※ 表中の( )内の数値は、全国における島根支部の順位

### 【事業者健診結果データ取得率の年度推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4月～3月
島根 (%)	0 (-)	0.2 (22)	1.1 (19)	1.0 (39)	1.8 (41)	4.0 (27)	7.1 (15)	10.0 (4)	8.8 (13)	10.0 (13)	11.5 (-)
全国 (%)	0	0.2	1.2	2.2	3.7	4.4	5.2	4.6	6.2	6.4	

※ 表中の( )内の数値は、全国における島根支部の順位

## 【被扶養者の特定健診受診率の年度推移】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4月～3月
島根 (%)	19.3 ( 4)	14.7 ( 13)	14.8 ( 13)	15.6 ( 13)	16.2 ( 20)	19.6 ( 16)	24.2 ( 8)	27.3 ( 6)	27.4 ( 10)	27.1 ( 13)	29.0 ( -)
全国 (%)	11.2	12.2	13.1	13.8	14.9	17.7	19.3	21.0	22.2	23.2	

※ 表中の( )内の数値は、全国における島根支部の順位

## 2-1. 特定健診受診率の向上に向けた取組

### (1) 生活習慣病予防健診実施機関の拡充

- ①医療機関への健診実施に係る勧奨
- ②ホームページによる実施機関の募集

### 【実施機関数の推移】

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機関数 (件)	32	32	33	40	40	40	43	46	52	55	55

## (2) 新規適用事業所に対する受診勧奨

➤新規に協会けんぽに加入された島根県内の事業所に対し、案内文書を送付。平成30年8月より、送付後の電話勧奨を実施。

## (3) 任意継続被保険者に対する受診勧奨

➤任意継続被保険者に加入されている方及び新規に加入された方に対し、健康診断の案内文書を送付。

## (4) 「課題」と「今後の対策及び実施状況」

課題	年度	対策及び実施状況
健診機関における健診枠オーバーによる「健診を受けたくても受けられない人」が存在する	30年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・健診機関を増やすため勧奨を実施。31年度から1機関が新規実施。</li><li>・受入枠拡大について1機関と協議し、31年度から目標値超過による成功報酬支払制度を活用した受入枠拡大の取り組みを実施予定。</li></ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・健診機関の閑散期を活用した集団健診などの実施を検討する。</li><li>・健診機関を増やすため継続した勧奨を実施していく。(特に県西部)</li></ul>
生活習慣病予防健診の魅力や健診そのものの周知がまだ不十分	30年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の広報媒体(納入告知書に同封するチラシ、メルマガ、ホームページ)を積極的に活用した広報を実施した。</li></ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・未受診事業所を健診機関と共有するなど、健診機関と支部が連携した受診勧奨を実施する。</li><li>・健診機関を見える化(チラシ作成など)する。</li></ul>
受けない理由を把握できていない	30年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・受けない理由を問うアンケートを事業所に対して実施中。(3月29日提出締切) 対象事業所：被保険者10人以上の3,009事業所</li></ul>

## 2-2. 事業者健診データ取得率の向上に向けた取組

### (1) 民間業者による取得勧奨

➤事業者健診を受診している協会けんぽの加入事業所に対し、健診結果を提供する勧奨業務を民間業者へ委託。  
(受託業者:株式会社エム・エイチ・アイ(東京都))

#### 【結果】

- ・同意書取得数 624事業所
- ・健診結果票取得数 1,633名
- ・事業者健診データ作成数 261名

### (2) 社会保険労務士と連携した取得勧奨

➤事業者健診を受診している協会けんぽの加入事業所に対し、健診結果提供について勧奨業務を社会保険労務士会へ委託。

【結果】対象事業所数 56 事業所、3月末までに提供可能

### (3) 健診機関からのデータ提供効率化【30年度新規】

➤協会けんぽが健診結果データ作成について委託している健診機関で受診した健診結果については、通常協会けんぽから健診機関に事業所ごとの受診確認をしたうえで、対象者リストを提供し、データの提供を受けているが、健診機関と覚書を締結し、健診機関において随時データ作成の可否を確認のうえ、受診月の翌々月までにデータ提供を受ける手順とする。(覚書締結機関:島根県環境保健公社)

【結果】データ提供数 4,965件 (5月~2月)



## (4) 広報の強化【30年度新規】

➢協会けんぽでは事業者健診データ取得事業を実施していることを積極的にアピールすることで事業に対するハードル（わかりにくさ）を下げ取得強化につなげる。

### 【内容】

- ・リーフレットの新規作成
- ・支部ホームページへの掲載
- ・インセンティブ制度運用開始にともなう周知（納入告知書同封チラシ・メルマガなど）

## 【新規リーフレット】

協会けんぽ島根支部にご加入の事業主様

約1000名 同意済み

大切な従業員の皆様を生活習慣病から守るため

**定期健康診断(事業者健診)**

**結果をご提供ください**

協会けんぽ島根支部では、加入者の皆様の健康増進に向けて、定期健康診断結果の提供をお願いしています。大切な従業員の皆様のために、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**提供のメリット①**  
無料で健康サポート（特定保健指導）

提供いただいた健診結果に基づき、生活習慣病のリスクがある方を対象に経験豊富な協会けんぽの保健師・管理栄養士が無料で生活習慣改善のお手伝いをさせていただきます。大切な従業員の皆様を命にかかわる大病からお守りします。

**提供のメリット②**  
健康保険料引き下げ（インセンティブ制度）

協会けんぽでは、平成30年度から支部別に特定健康診断率等が評価され、その結果に基づいて健康保険料率に反映される仕組み（インセンティブ制度）が開始となりました。健診結果をご提供いただき、島根支部の健康保険料率引き下げにつなげていきましょう。

全国健康保険協会 島根支部 〒690-6531 松江市殿町383 山崎中央ビル  
協会けんぽ ☎0852-59-5204(保健グループ)

## (5) 「課題」と「今後の対策及び実施状況」

課題	年度	対策及び実施状況
同意事業所が少ない	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社労士会と連携した同意書取得事業を2月に実施。現在、成果を集計中。</li> <li>・勧奨業務を民間業者へ委託し、効率的に同意事業所を増やした。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体（労働局、社労士会等）と連携した取り組みを実施する。</li> <li>・既存の広報媒体を積極的に活用した広報を行う。</li> </ul>
紙媒体で健診結果を提供いただく際に事業所の負担が大きい	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データによる提供可能な健診機関を増やし、事業所の紙媒体提供を省略できるように、負担軽減を図る。</li> </ul>
健診機関からのデータ提供の効率が悪い	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県環境保健公社にて、効率的かつ定期的にデータ提供ができるよう協力を依頼し、早期のデータ提供が実現できた。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30年度の成功例を横展開し、効率的にデータ取得できるよう検討していく。</li> </ul>

## 2-3. 特定健康診査（被扶養者）の受診率向上に向けた取り組み

### (1) 被扶養者の特定健診項目に検査項目を追加した「特定健診セット」の実施

➢被扶養者を対象とする「特定健康診査」は検査項目が少ないため、がん検診等の検査項目を追加し、「生活習慣病予防健診」と同内容とした「特定健診セット」を実施。30年度より名称を「家族のためのがん検診パック」に変更。

#### 【結果】

- ・実施機関 24機関
- ・実施件数 470名

#### 【特定健診セットの検査項目】

##### 特定健診の検査項目

- ・診察等
- ・身体計測
- ・血圧測定
- ・血中脂質検査
- ・肝機能検査
- ・血糖検査
- ・尿検査
- ・問診



##### 追加される検査項目

- ・胸部レントゲン検査
- ・胃部レントゲン検査
- ・便潜血反応検査
- ・心電図検査
- ・腎機能検査
- ・末梢血液一般検査
- ・視力検査、聴力検査
- ・血中脂質検査（総コレステロール）
- ・肝機能検査（ALP）
- ・尿検査（潜血）

### (2) 未受診者に対する集団健診

➢当該年度の未受診者対策として、無料オプション健診及び市町村のがん検診をセットした協会けんぽ独自の集団健診を開催する。（健診機関：島根県環境保健公社）

#### 【結果】

- ・会場：8市、奥出雲町 各会場（延べ28会場）
- ・受診者数：2,518名（合計）、目標に対して120%達成

### (3) 経年未受診者を対象とした集団健診【30年度新規】

➤特定健診（被扶養者）対象者の56%は2年または3年連続で特定健診を受診していない。つまり、受診者の多くは毎年受診しており、新規受診者が少ない現状となっている。そのため、経年的な未受診者をターゲットに集団健診を開催し受診率の底上げを図る。対象者は2年連続未受診者かつ女性（経年未受診者の9割が女性）。（健診機関：島根県環境保健公社）

#### 【結果】

- ・会場：8市 各会場（延べ12会場）
- ・受診者数：655名（合計）、目標に対して164%達成

### (4) 集団健診未開催地域への個別健診機関案内【30年度新規】

➤集団健診を開催しない地域に住所がある特定健診対象者に対して、個別健診機関への受診勧奨を実施する。住所地周辺市町村の個別健診機関一覧を作成し送付。（8月）

#### 【結果・対象地域】

集団健診を開催しない10町村の計1,025名

（飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

### (5) 新規加入被扶養者に対する受診勧奨

➤新規加入の被扶養者に対し、案内文書とともに受診券を送付。

## (6) 県内8市11町村と連携した特定健診の周知

➤県内8市の庁舎において、受診啓発にかかる懸垂幕を掲示。31年度も全8市で掲示。また、新たに協定を結んだ11町村に懸垂幕・のぼりの共同作成を働きかけ、7町（川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町）で作成。

## (7) 被扶養者のがん検診広報の実施【30年度新規】

➤被扶養者のがん検診受診について広報を実施することで健康増進を図る。「がん検診を受けましょう」パンフレットを新規作成し、受診券送付時に同封。



## (8) 「課題」と「今後の対策及び実施状況」

課題	年度	対策及び実施状況
受診率が低い	30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族のためのがん検診パック（特定健診セット）の実施機関を増やした。</li> <li>・経年未受診者（女性）を減らす対策として、集団検診を実施した。</li> </ul>
	31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会主催の集団健診にオプション健診などの魅力を増やす。</li> <li>・市町村の集団健診や個別健診機関への受診案内を実施する。</li> <li>・事業主と支部長の連名による勧奨を実施する。</li> <li>・マスコミを活用したテレビCMによる広報を実施する。</li> </ul>

### 3. データヘルス計画の着実な実施（特定保健指導の実施率の向上）

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
2-(2)④	特定保健指導実施率	27.2%以上	22.1%(H31.3末)	23.9%

注) 健診実績は速報値

#### 【特定保健指導 6ヵ月後評価率の年度推移（被保険者及び被扶養者）】

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 4～3月
島根(%)	8.7	15.4	29.7	24.3	24.6	21.0	24.0 (5)	23.9 (5)	22.1 (-)
全国(%)	6.2	8.3	11.8	13.3	14.1	12.5	12.9	13.2	—

#### （1）継続率向上に向けた取り組み

##### ①継続率（6か月後評価実施人数／初回面談実施人数）の増加に向けた取組の実施

- i) 保健事業推進研修会（年6回）及び保健指導ミーティングの実施
  - ア. グループワークの継続実施（年間テーマ：加入者に必要とされる保健指導の在り方）
  - イ. 顧問医師による事例カンファレンスの実施（平成31年2月）
- ii) 各圏域の地域職域会議主催等で開催される研修会への参加
- iii) 本部主催研修及び県外研修（学会）への参加

## ②継続支援の外部委託の実施

➤協会の保健師・管理栄養士が初回面談を実施した以降の継続支援を保健指導専門機関へ業務委託（受託機関：（株）ベストライフ・プロモーション）

### 【結果】

・委託件数661件、評価件数：341件

### 【参考】

30年度より、保険者と委託先との間で適切に情報が共有され、保険者が対象者に対する保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面談と実績評価を行う者が同一機関であることを要しない取扱いとなる。

## （2）外部委託機関の拡充

➤保健指導実施者のマンパワー不足を解消するため、外部の委託機関の拡充を実施。

### ①健診実施機関に対し保健指導業務委託の要請（機関数、実績は下表参照）

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機関数(件)	0	2	2	2	3	6	9	9	8	8
評価件数(件)	—	—	0	3	11	26	116	311	424	165

### ②特定保健指導における血液検査等検査

➤特定保健指導の実施中において、本人が食生活や運動等生活習慣の改善努力の効果を確認し、生活習慣改善意識の高揚を図るとともに、当該検査結果を特定保健指導の中間評価等に有効活用するため、血液検査等の検査を実施

- ・検査項目：身体検査、血液検査（血圧、脂質、肝機能、代謝）、尿検査
- ・対象者：特定保健指導開始後3か月以上の生活習慣改善努力を実践している支援対象者
- ・実施機関：松江記念病院、雲南市立病院、ヘルスサイエンスセンター島根、出雲市立総合医療センター

### ③保健指導専門機関への委託

➤事業所に対する案内・勧奨・実施を特定保健指導専門機関へ外部委託する。(委託機関:(株)さんびる)

- ・鹿足郡・隠岐郡・邑智郡(美郷町・邑南町)にある事業所における特定保健指導対象者
- ・県内全域で支部保健師等による訪問できない事業所に勤務する特定保健指導対象者

#### 【結果】

- ・受入数 140人(68事業所)

### (3) 「課題」と「今後の対策及び実施状況」

	課題	今後の方向性
共通	健診受診者の増加(事業者健診データ提供の増加含む)に対し、保健指導者が不足している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門機関や健診実施機関への委託をさらに推進する。 →健診実施機関においても同様の課題を抱えており、効果的な手法の情報提供等の支援が必要</li> <li>・動機づけ支援相当等の手法を活用し、効率的な支援を実施する</li> </ul>
生活習慣病予防健診	共同利用拒否者に対し特定保健指導の案内ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用拒否者に対し、特定保健指導の重要性等を啓発するチラシ(インセンティブ制度の実施等)を送付する</li> <li>・健診当日の健診機関での保健指導実施を拡大し、共同利用の同意を不要とする</li> </ul>
	事業所に対し特定保健指導の案内をしても拒否される場合が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診当日の健診機関での保健指導実施を拡大し、事業所における日程調整等の事務負担を軽減する</li> <li>・ヘルス・マネジメント認定制度、インセティブ制度の広報を通じ、特定保健指導の重要性を周知する</li> <li>・島根大学との共同アンケートの中で、特定保健指導を利用しない理由を把握し、今後の事業展開につなげる。</li> </ul>
事業者健診	特定保健指導該当者に対して共同利用の案内が煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診データ受領から共同利用案内まで短期間で実施できるように、内部事務を効率化する。</li> </ul>
	事業者健診データの提供時期が遅く保健指導案内までに時間がかかる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診部門と連携し、事業者健診結果データの取得時期を早期化する。</li> </ul>

## 4. データヘルス計画の着実な実施（重症化予防対策の推進）

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
2-(2)⑤	受診勧奨後3か月以内の 受診割合	15.0%以上	未確定	未確定

### （1）代謝リスクが高い方への保健指導（医療機関への受診促進）

➤健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、生活習慣病の重症化や合併症の予防を図るため、保健指導による医療機関への受診勧奨を実施。

#### 【対象者】

	年齢	要件
1	40～74歳	生活習慣病予防健診受診者のうち、健診結果の血糖値が「要医療」または「要精密検査」と判定されたにもかかわらず、未受診と確認できた者
2	40～74歳	生活習慣病予防健診受診者のうち、前年度までに従来の重症化予防対策（文書勧奨）の二次勧奨対象者に複数年該当しているにもかかわらず、未受診と確認できた者
3	35～39歳	生活習慣病予防健診受診者のうち、前年度の重症化予防対策（文書勧奨）の二次勧奨対象者で、かつeGFR値が60未満であるにもかかわらず、未受診と確認できた者

#### 【結果（平成31年2月末時点）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
案内者数(人)	17	24	22	13	33	15	21	11	16	18	18	18	226
面談者数(人)	4	16	17	10	20	11	12	2	9	13	9	12	135
受診者数(人)	1	5	7	1	6	6	3	0	2	4	4	2	41



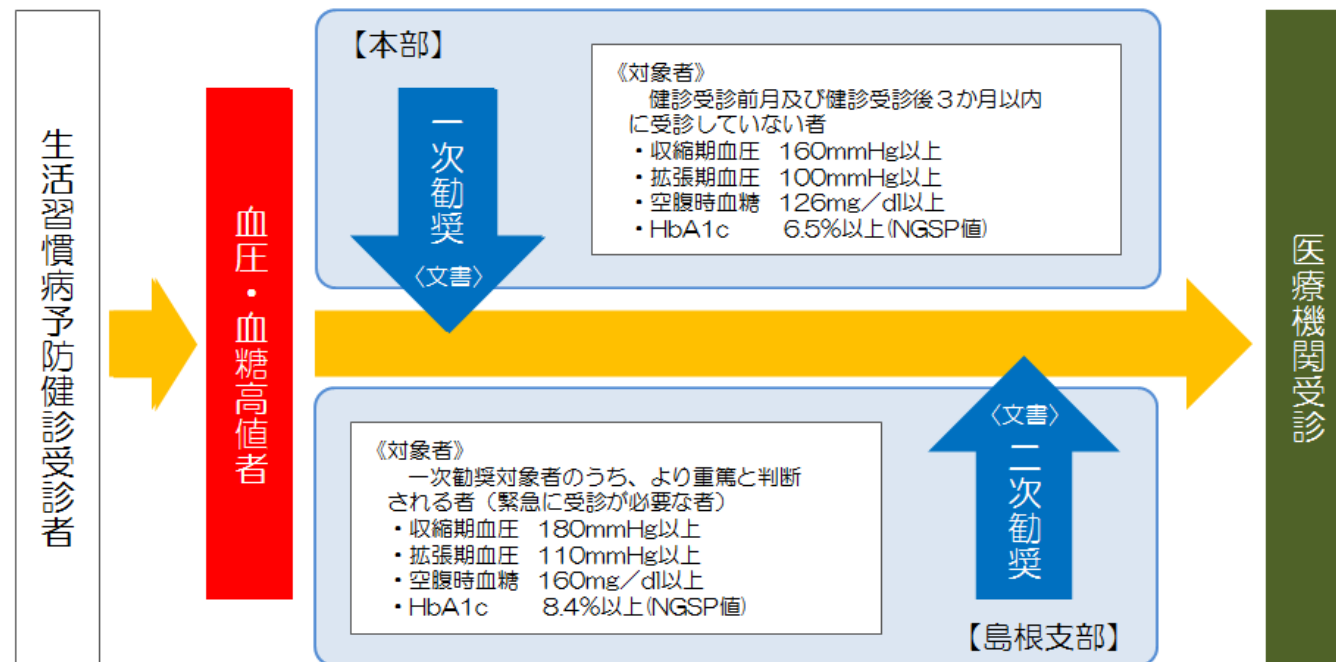
## (2) 未治療者に対する受診勧奨

➢ 健診結果で要治療と判定されたにもかかわらず、医療機関を受診していない治療放置者に対し、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOL（生活の質）の維持を図るため、文書により医療機関への受診勧奨を実施。

【結果（平成31年2月末時点）】

健診 受診月	一次勧奨 <本部>		二次勧奨 <支部>		
	通知月	通知者数(人)	通知月	対象者数(人)	通知者数(人)
29年10月 ～30年8月	30年5月～ 31年3月	2,706	30年10月～ 31年3月	520	207 (文書164 電話43)

【受診勧奨スキーム図】



### (3) 糖尿病性腎症重症化予防対策

➢糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・治療中断者を受診に結びつけるとともに、糖尿病通院者で生活指導が必要な人に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止する。

・平成28年度より江津市で実施している糖尿病性腎症重症化予防事業において、協会けんぽの被保険者も対象者とし、江津市の保健師等による保健指導を実施。

#### 1. 対象者

- |   |   |
|---|---|
| ① | 糖尿病性腎症（第1期～3期）治療中で、生活習慣改善が困難、治療中断しがち等、かかりつけ医がプログラムの参加を推奨する人。（かかりつけ医からの紹介）   |
| ② | 生活習慣病予防健診受診者のうち、糖代謝リスク項目（空腹時血糖またはHbA1c）の判定が要精密検査または要医療であり、空腹時血糖 126mg/dl以上またはHbA1c 6.5%以上の江津市民（初回は協会けんぽの保健師等で面談を実施） |

#### 2. 実施方法

- |   |   |
|---|---|
| ① | かかりつけ医からの紹介によりプログラムを開始  |
| ② | (i) 協会けんぽによる生活習慣についてのおたずねを使用した受診勧奨および保健指導の実施【協会けんぽ保健指導者にて実施】                                      |
|   | (ii) 受診状況の確認を江津市より行うことを伝え、受診勧奨および保健指導を実施したこと、関連する数値や生活習慣、連絡先等の情報を江津市へ伝えてよいか同意をとる。【協会けんぽ保健指導者にて実施】 |
|   | (iii) 1～2カ月後に受診状況の確認を江津市より行う。合わせてプログラムへの参加を促す。【江津市にて実施】   |

#### 3. プログラム

No.1	(期間) 1回	(方法) 面談1回
No.2	(期間) 3か月	(方法) 面談 1～2回／電話 1～2回
No.3	(期間) 6か月	(方法) 面談 2～3回／電話 4～5回

※かかりつけ医の指示に従い、上記のプログラムを基本に江津市の保健師、管理栄養士による保健指導を行う。

【事業経過】平成31年3月末現在、3名の対象者を江津市に情報提供し受診確認中

## 5. データヘルス計画の着実な実施（健康経営（コラボヘルス）の推進）

### （1）事業所訪問による「健康宣言」等の促進

➤健康経営の普及を最重要目的とし、支部の全所体制事業の考えのもと、昨年度に引き続き、職員による事業所訪問を拡大実施し、「ヘルス・マネジメント認定制度」の説明を行うとともに、当該事業所の「健康宣言」を促す。

#### 【事業目標】

実施内容	
実施時期	平成30年5月～平成31年3月
訪問事業所数（目標）	228事業所
健康宣言事業所数（目標）	120事業所

#### 【実施状況（平成31年3月末時点）】

実施状況	
訪問事業所数	201事業所
健康宣言事業所数	118事業所※

※全体の健康宣言事業所数は次ページに掲載。

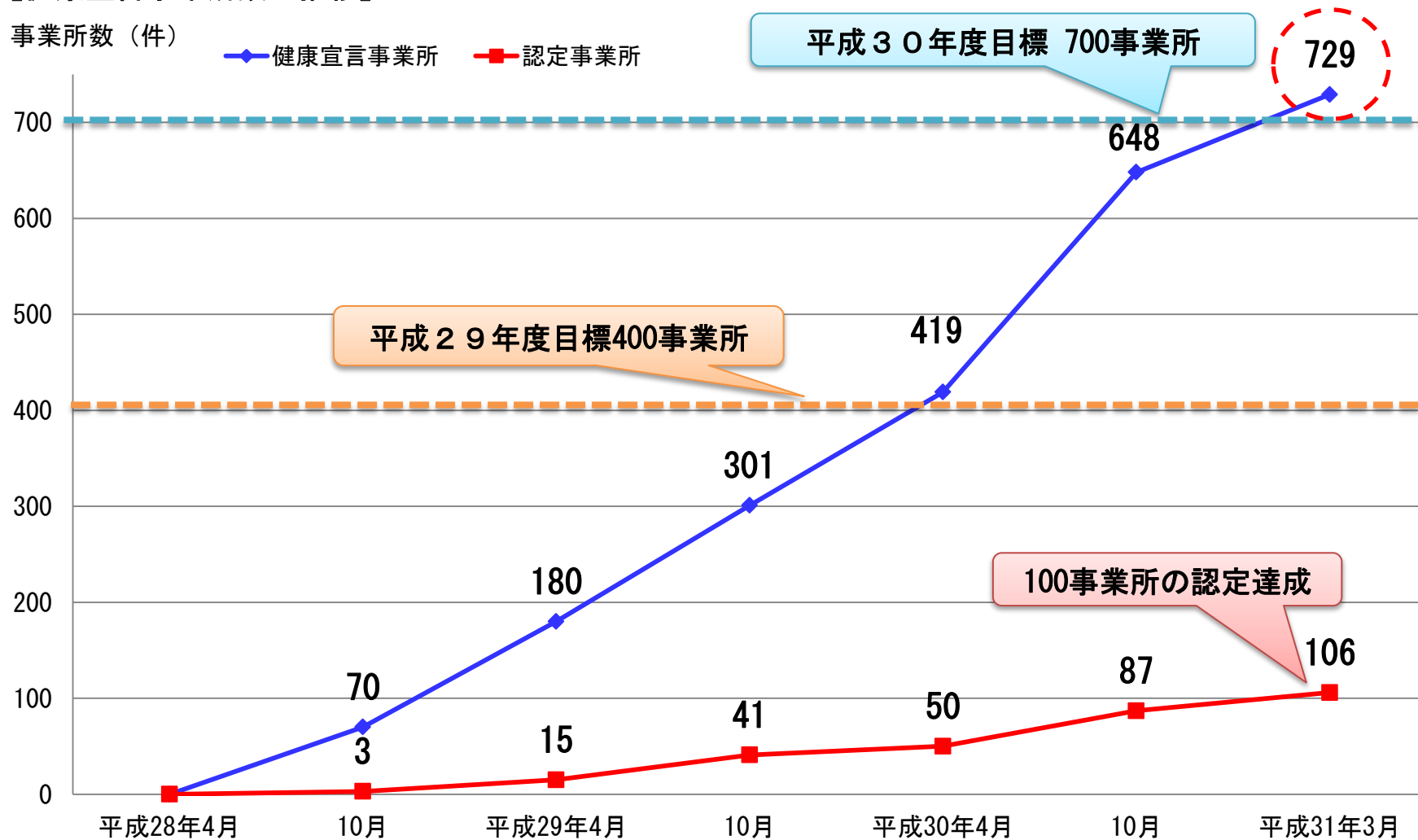
【ヘルス・マネジメント認定制度の実施状況（平成31年3月末時点）】

健康宣言事業所	729事業所
認定事業所	106事業所

【健康宣言事業所数の推移】

事業所数（件）

◆健康宣言事業所 ■認定事業所



## (2) ヘルス・マネジメントカルテ (※) の提供

※ヘルス・マネジメントカルテとは、事業所の健診結果データを集計分析したツール。

➤健康宣言事業所を中心にヘルス・マネジメントカルテの提供を実施。(11月475社に送付)

➤事業所訪問(P34)時に参考資料として持参し説明。

- ・事業所の健診結果データを、島根支部の全加入事業所平均や同一業種平均と比較。
- ・事業所ごとの健康状態の強みや弱点を確認でき、今後の健康づくり等の取り組みに活用してもらう。

ヘルス・マネジメントカルテ

サンプル事業所様

1ページ

事業所の健康づくり等にお役立てください!!

目次

- ヘルス・マネジメントカルテの活用 (P1)
- ヘルス・マネジメント認定制度 (P1)
- 貴社のカルテ (P2~P4)
- 健康課題への取り組み (P5)

【参考】医薬品・後発医薬品の使用状況 (P6)

全国健康保険協会 島根支部  
協会けんぽ

### 健康リスク保有率

項目	貴社今年度 (12/24時点)	同業種	島根支部	健康でわかること
喫煙	40.0% (400名)	35.0%	31.2%	喫煙者の割合に優れています。
血圧	55.5% (555名)	46.7%	42.5%	高血圧(高血圧、血管)などの病気を防ぐ対策がとれています。
代謝	20.0% (140名)	18.1%	16.4%	糖尿病のリスクが低減されています。
脂質	30.0% (280名)	27.5%	25.2%	中性脂肪の増加は動脈硬化を進めかねる可能性があります。
尿酸	25.5% (200名)	33.5%	30.1%	尿酸値、尿酸値の低下した受診者となります。
メタボ*	20.0% (140名)	15.5%	13.5%	内臓脂肪が標準に達し、血圧、脂質リスクが低下した受診者となります。(メタボリックシンドローム)

\*平成22年度のメタボリックシンドロームの有病率が高血圧が最も高く、脂質異常症が最も低い傾向が認められています。

### 健康リスク保有率の比較図

■貴社 H28年度  
□貴社 H27年度  
■島根支部 H28年度  
■同業種 H28年度

メタボ: 1,200位 / 1,666社 (全社順位) / 75位 / 75社 (島根支部)

喫煙: 550位 / 1,666社 (全社順位) / 15位 / 75社 (島根支部)

血圧: 1,300位 / 1,666社 (全社順位) / 50位 / 75社 (島根支部)

尿酸: 1,000位 / 1,666社 (全社順位) / 45位 / 75社 (島根支部)

脂質: 55位 / 75社 (島根支部)

グラフエリア

貴社の順位は...?

## (3) ヘルスアップサポート事業（出前講座と併せた歯周病予防対策の実施を含む）の実施

➤ 「ヘルス・マネジメント認定制度」認定事業所等に対する健康づくり支援事業

- i) 健康づくり出前講座（対象：認定事業所・健康宣言事業所）
- ii) 健康測定機器（血管年齢測定器・肺年齢測定器・体組成計）の貸し出し（対象：認定事業所）

### 【結果】

・健康づくり出前講座42件、健康測定機器貸出39件、歯周病検査96人（3事業所）

### 【案内パンフレット（抜粋）】

# ヘルスアップサポート 事業のご案内 無料 実施

協会けんぽ島根支部では、事業所の健康経営を応援するため、ヘルス・マネジメント認定制度にエントリーいただいている事業所を対象として、ヘルスアップサポート事業を行っています。

ヘルスアップサポート事業は、次の2つのメニューがあり、いずれも無料でご利用できます。


- 健康づくり出前講座 ⇒ 健康宣言事業所及び認定事業所を対象としています。
- 健康測定機器レンタル ⇒ 認定事業所を対象としています。

#### 1. 健康づくり出前講座


- 生活習慣病予防に関すること
- 食生活に関すること
- 歯に関すること(歯周病簡易検査あり)
- 運動に関すること
- 禁煙(たばこ)に関すること
- メンタルヘルスに関すること

#### 2. 健康測定機器レンタル

- 血管年齢測定器  
血管硬化度によって血管年齢を測定
- 肺年齢測定器  
息を吹き込むことにより肺年齢を測定
- 体組成計(測定結果プリント内蔵)  
乗るだけで簡単に体の様々な数値を測定



社員の皆様の健康づくりや福利厚生にお役立てください!



全国健康保険協会 島根支部  
協会けんぽ

〒690-8531  
松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
TEL 0852-59-5140 FAX 0852-59-5354  
(平成30年度8月改定)

#### 健康づくり出前講座のメニュー

No.	メニュー	項目	内容
1	予防	健康で長生きする秘訣	健診結果に基づく、自分の健康度チェックと元気に長生きする秘訣。
		意外と知らない? 糖尿病のほんとうの話	血糖は自分でコントロールできます! 糖尿病を予防する方法や血糖値を下げる方法。
2	食生活	食べる力は生きる力 ~決め手は量とタイミング~	生きるために必要な食事には、その時間や回数、量などにより身体への影響が変わります。疲れにくい身体を作るための健康的な食事の摂り方。
		知ってお得! 野菜パワー	野菜を摂ることは、“身体へのご褒美!”と言っても過言ではありません。野菜が身体に与える効果。
		要注意! 知らずに摂ってる塩分	食事の時に塩分量を意識していますか? 塩分を摂りすぎると身体にどのような悪い影響があり、どうすれば減らせるか。
		お酒と長く付き合うポイント	お酒を飲むときは、飲み方やおつまみで身体への影響が変わります。これからもお酒と長く付き合うための秘訣。
3	歯科	歯周病と生活習慣病	歯周病は生活習慣病と密接な関係があります。歯を健康に保つために、(ご希望の方は聴覚歯周病検査キットをお配りします)
4	運動	生活習慣病予防に効果的な運動	生活習慣病の予防には、運動によってカロリーを消費することが大切です。生活習慣病予防に効果的な運動。
		デスクワークが多い方への簡単にできる運動	デスクワークが多い方は運動不足になりがちです。座ったままで実践できる運動。
		腰痛予防のためのストレッチ	腰痛は仕事に支障をきたします。ストレッチをすることによる腰痛予防。
5	禁煙	禁煙のためのアドバイス	やめたいけどやめられない喫煙! 自身や周囲へのたばこの影響や禁煙のメリット。
6	メンタルヘルス	ストレス解消のコツ	多くの労働者がストレスを感じる時代となっています。ストレスを解消するコツ。
		職場におけるメンタルヘルス	職場におけるメンタルヘルス対策の必要性が増えています。職場での取組み方法。

#### 健康測定機器レンタルのメニュー

No.	メニュー	項目	内容
1	血管	血管年齢測定器	血管硬化度によって血管年齢を測定します。
2	肺	肺年齢測定器	息を吹き込むことにより肺年齢を測定します。 ※使い捨てマウスピースを人数分お送りします。
3	体組成	体組成計	体重・体脂肪・筋肉量・体水分量など、様々な項目や目標値、標準値と比較した判定などをその場でプリントアウトできます。集団健診でも利用される高精度な体組成計です。

## (4) 優遇制度（インセンティブ）の拡充について

### ①建設工事入札にかかる特典

#### 【経過】

・建設工事入札にかかる特典（入札加点）については、「ヘルス・マネジメント認定制度」がスタートした28年度当初から、31年度の入札制度見直しに向けて共同事業者である島根県と協議を行っていたが、結果的に見送りとなった。

#### 【今後の方針】

・19市町村との連携協定をもとに、各市町村に対して建設工事入札にかかる特典（入札加点）の実現に向けて協議を行う。なお、次回の入札制度見直しは令和3年度に改正予定であるため、実際の協議は令和2年度から行う予定。

### ②その他の優遇制度（インセンティブ）の検討

#### ・運動にかかる特典

（例）スポーツクラブ、スポーツ振興団体における入会金無料、初月会費無料、無料体験実施など

#### ・健診にかかる特典

（例）オプション検査の無料実施

#### ・食に関する特典

（例）塩分濃度計の提供、レシピ等のノベルティ提供

# 【参考】ヘルス・マネジメント認定制度（健康経営）及びインセンティブ制度の広報

◀ 山陰経済ウイークリー掲載広告（平成30年9月） ▶

協会けんぽ  
島根支部の  
加入事業所・  
事業主の皆様へ

## 『ヘルス・マネジメント認定制度』への参加事業所募集！

協会けんぽ島根支部では、加入事業所が従業員の健康づくりを経営の優先課題として積極的に取り組むことにより、企業価値の向上につなげていく「健康経営」を推進しており、健康経営を行うにあたって『ヘルス・マネジメント認定制度』の周知・拡充に努めています。島根県内加入事業所からの積極的な御参加をお待ちしています！

「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

**1** まずは健康宣言にエントリー(※)していただく、協会けんぽから「宣言証」をお送りさせていただきます。

**2** 「ヘルス・マネジメント認定制度」？それは、どんな制度なんですか。

協会けんぽ加入事業所が健康経営に取り組むことを「ポイント」するための認定制度です。

**3** その宣言証が送ってきたら、従業員みんなにも、健康経営に取り組むことを宣言するというんですね。

健康経営に取り組むことによって、従業員の健康意識とともに社内で活性化し、業績の伸びも期待できます。

**4** 利益を生み出すのは、従業員の健康が基盤、というわけですね。

**5** 協会けんぽから「宣言証」が届きました。

宣言の次は「審査」です。健診受診率など22項目について、認定基準クリアが見込まれる場合に、認定申請されますと、私どもの職員によるヒアリングの後、認定可の判定であれば認定事業所になりますよ。

**6** 会社と従業員みんなのために、わが社も認定を目指して取り組みます！

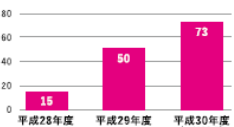
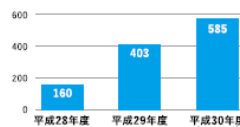
健康経営に取り組むことは、企業イメージの向上のみならず、生産性の向上や従業員の健康増進にもつながります。ぜひ認定を目指して取り組んでください。

### ヘルス・マネジメント認定制度への参加事業所が拡大しています！

事業所の健康経営を応援するためエントリーいただいている事業所を対象にして、無料のサポート事業を用意しております。

▶ヘルスアップサポート事業で検索

認定事業所には様々な優遇制度をご準備しています★  
詳細は、協会けんぽ島根支部のホームページからご確認を▶▶▶



◀ 山陰経済ウイークリー掲載広告（平成31年2月） ▶

協会けんぽ加入の



事業主・加入者の皆様へ

## 健康保険料率の引き下げにご協力ください！！

平成30年4月から「インセンティブ(報奨金)制度」がスタートしました。

※5つの評価指標の成績に応じて、上位過半数となる支部(47都道府県)にインセンティブが付与され、保険料率が引き下げになる制度。

### 引き下げのポイント5項目(評価指数)

- ① 特定健診等の受診率**  
加入者 協会けんぽの健診を毎年必ず受診する！  
事業主 協会けんぽの健診以外を実施している場合は、健診結果データを提供する。
- ② 特定保健指導の実施率**  
(健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導)  
該当者 特定保健指導を受ける。  
事業主 特定保健指導を受けられる環境整備に協力する。
- ③ 特定保健指導対象者の減少率**  
該当者 保健指導等の指示に従い、最後まで中断することなく生活改善を継続する。
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率**  
該当者 血圧・血糖値が要治療(再検査含む)の場合は、必ず医療機関を受診する。  
事業主 従業員の健診結果を把握し、要治療者に受診を促す。
- ⑤ 後発医薬品(ジェネリック)の使用割合**  
加入者全員 医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用する。

① 財源拠出後の保険料率 ② 財源拠出前の保険料率

評価 下位 ← → 評価 上位



インセンティブ制度の財源は47都道府県支部から一律0.01%を拠出します。  
※ただし3年前で段階的に導入します。

協会けんぽからの大切なお知らせ  
担任「協会けんぽ島根支部キョウワちゃん」です。



### 健康測定機器レンタル

認定事業所のみ対象



血管年齢測定器 肺年齢測定器 体組成計  
3週間までレンタル可能です。取り取りおよび返却の送料もすべて協会けんぽが負担します。

### 健康づくり出前講座

健康宣言事業所・認定事業所を対象

- 1 予防 2 食生活 3 歯  
4 運動 5 禁煙 6 メンタルヘルス

上記6メニューからお選びいただくことができ、保健師・管理栄養士・歯科医師・運動指導士など、各メニューの豊富な知識を持った有資格者を無料で講師派遣します。

大注目!!  
ヘルスアップサポート事業の  
「健康診断」!!





## (6) 島根大学及び島根県と連携した事業所アンケートの実施 (3月)

### (目的)

健康経営及び健診等の認知度・取組状況等を把握し、健康経営普及促進に向けた課題等を明らかにし、協会けんぽ島根支部、島根大学及び島根県の今後の事業展開における基礎資料とする。

### (対象)

被保険者10名以上が加入する約3,000事業所  
(実施時期)

アンケート発送：平成31年3月11日(月)

回答期限：平成31年3月29日(金)

### (実施方法)

事業所担当者を対象とし、協会けんぽ、島根大学、島根県がそれぞれ質問事項を検討。併せて、各団体がロゴマークを提供し、回答率の向上を図った。

### (結果)

回答数 1,387件(回答率46.1%)

## 【アンケート(抜粋)】





2018年度 健康経営<sup>®</sup>に関する意識調査  
(従業員の健康に関する取組についての調査)

【本調査の実施にあたってご留意いただきたい事項】

- 本調査は、「国立大学法人島根大学」、「全国健康保険協会島根支部」、「島根県」が島根県内における企業(従業員数10名以上)の健康経営の取組状況を把握・分析することを目的として実施いたします。
- 健康経営とは、すべての従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法を指し、企業価値・生産性の向上を企図した従業員の健康管理に関する取り組みが該当します。
- 調査の趣旨に鑑み、本調査は、人事、労務部門等「従業員の健康の保持・増進」に係るご担当者様にご回答いただけますようお願いいたします。また、必要に応じて貴社経営層とご調整の上でご回答いただくことを推奨いたします。
- 集計の都合上、本調査は2019年3月29日(金)までにご回答いただけますよう、お願いいたします。

【回答データの利用について】

- ご回答いただきましたデータについては、全国健康保険協会島根支部が知的財産権を保有し、データの管理には万全を期します。
- すべての回答データは完全に匿名化され、コンピュータ上で統計的に処理されます。そのうえで、公表されることがあります。
- 個々の回答データを事前の許諾なしにそのまま公表することはありません。
- 健康経営の普及に向けた学術研究のために守秘義務契約を結び、回答データを大学等研究機関に提供することがあります。

【個人情報の利用について】

- ご記入いただきました個人情報は、当調査に関わる回答内容の確認でのみ利用いたします。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

本調査に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。  
 全国健康保険協会 島根支部 調査担当：  
 〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
 TEL 0852-59-5204・5140 (受付時間：平日9時～17時)

<下記にご担当者のご連絡先をご記入ください>

貴社名			
ご住所	〒 島根県		
ご所属部署名	ご担当者名		
ご連絡先	TEL		
	E-mail		

3091

## （7）健康保険組合連合会島根連合会との協定締結（10月）

➤健康保険組合連合会島根連合会と協会けんぽ島根支部が、包括的な連携・協力のもと保険者機能を発揮し、両加入者の健康増進、健康寿命の延伸、QOL（生活の質）の維持・向上及び加入者利益の実現を図ることを目的とする。

### 【協会けんぽ島根支部の協定締結先一覧】

締結日	締結の相手方
平成26年8月20日	島根県
平成27年6月11日	三師会（一括） 島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会
平成27年7月15日	島根県国民健康保険団体連合会
平成27年11月19日	島根県内8市（一括） 松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市
平成28年3月7日	経済団体（一括） 島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、島根県経営者協会
平成28年4月28日	金融機関 山陰合同銀行、島根銀行
平成28年5月11日	島根県社会保険労務士会
平成29年7月19日	島根県内11町村（一括） 奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
平成29年11月28日	国立大学法人島根大学
平成30年3月28日	アクサ生命保険株式会社山陰支社
平成30年10月4日	<b>健康保険組合連合会島根連合会</b>

・締結団体数：34団体（自治体20、健保連1、国保連1、医師会1、歯科医師会1、薬剤師会1、経済団体4、金融機関2、社労士会1、教育機関1、保険会社1）

## (8) 「その他運輸業」事業所に対する歯周病検査※の実施（2月～3月）

➤データヘルス計画目標「代謝リスクの保有率を全国平均以下にする」を達成するために、業態分類別で代謝リスクが最も高い「その他運輸業」事業所に対し、動機づけを目的とした歯周病検査（無料）の実施を勧奨。126事業所に勧奨文書を送付。

※歯周病は代謝リスク・糖尿病と密接な関係がある。

### 【結果】

・10事業所 81名から申し込み

### 【通知文書】

### 歯周病検査の申込みをしてみませんか？

協会けんぽ島根支部では先着800名様限定で、**無料**の歯周病検査を実施します。

事業主様

平素は協会けんぽの事業にご協力をいただき、ありがとうございます。さて、標題にもありますように協会けんぽ島根支部では、被保険者の皆様の健康づくりのため、「歯周病簡易検査キット」による歯周病検査を実施します。

皆様の健康診断のデータを分析した結果、協会けんぽ島根支部の加入者様は糖尿病にかかわる、「代謝リスク」が非常に高い状況にあります。なかでも「その他運輸業」（おもにバス、タクシー事業）は、他業種と比較してもリスク保有率が高い傾向で、そのリスク保有率は28.2%（男女計）となっています。

糖尿病を発症し、重症化すると失明や人工透析、多額の医療費負担による生活の質の低下など大きな悪影響があります。また、人口透析等による稼働率の低下は会社の生産性に大きな影響を及ぼします。

歯周病は糖尿病を発症しやすしたり、相互に悪影響を及ぼすことが、近年言われています。（別紙参照）

検査キットの数は、先着800名様限りとはなりますが、お申し込みの際には、裏面の申込用紙にご記入いただき当支部までご送付ください。なお、募集人数に達しない場合でも、受付期限を平成31年3月18日とさせていただきますのでご了承ください。

お申込み・お問い合わせ先  
 〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
 全国健康保険協会島根支部 保健グループ  
 電話 0852-59-5204

全国健康保険協会 島根支部  
 協会けんぽ

### 歯周病の検査をしてみませんか？

歯周病は成人が歯を失う原因で最も多いものです。日本の40歳以上の半数以上が患しているといわれ、糖尿病とも密接な関係があります。

### からだの健康は、まず、お口から

監修：一般社団法人 島根県歯科医師会

〈歯周病が糖尿病を引き起こすメカニズム〉

歯ぐきの炎症によって、TNF-αが出てくる。炎症が弱くと、TNF-αが増え、血液中に流れ込む。血液中にTNF-αが増えすぎるとインスリンの働きが弱られる。血管に炎症が起きると、TNF-αが増え、血液中に流れ込む。インスリンの働きが弱くなる。歯周病の内毒素や炎症に関わる物質が増える。糖尿病がある人は歯周病になりやすくなり重症化しやすい。

〈「糖尿病」と「歯周病」負のスパイラル〉

歯周病がある人は糖尿病の治療が困難になりやすい。糖尿病がある人は歯周病になりやすくなり重症化しやすい。

歯周病治療で負のスパイラルを断ち切ろう！

血管がもろくなる  
 血液のめぐりが悪くなる  
 身体の抵抗力が弱くなる  
 糖尿病病変に感染しやすくなる

お申し込みはお早めに！  
 定員に達し次第申し込みを締め切ります。  
 （最終期限 平成31年3月18日）

本当にそのまま大丈夫ですか？

- ・私は健康で歯医者さんに行ったことがないから・・・
- ・忙しくて検査に行けない！

○簡単！ 唾液の採取はおよそ5分で終わります。  
※唾液採取の日には事前準備があります。詳しくは検査キットの説明書をご覧ください。

○無料！ 検査にかかる費用は協会けんぽ島根支部が補助します。（先着800名様限定）  
※検査は「公益財団法人 島根県環境保健公社」に委託して行います。  
 ※検査キットには限りがありますので、すでに歯周病や糖尿病の治療中の方はご連絡ください。

### 【お申し込みからの流れ】

1. お申し込みから約2週間で検査キットが事業所に届きます。（※1）
2. 説明書に従って唾液を採取します。  
ご家庭や職場で唾液を採取、郵送するだけの簡単な検査です。  
 早めのチェックが大切です。
3. 事業所担当者様に提出します。

事業所から提出後 約2週間で結果が届きます。

（※1）お申し込みが多数の場合、さらにお時間をいただく場合があります。その際にはお電話いたします。

糖尿病などの生活習慣病は予防が大切です。協会けんぽにご加入いただいている、ご本人は「生活習慣病予防健診」、扶養家族の方は「特定健康診査」も毎年受診しましょう。

全国健康保険協会 島根支部  
 協会けんぽ

## 6. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
2-(3)①	広報活動における加入者理解率	30.1%以上	39.2%(H31.1確定)	未確定
2-(3)②	健康保険委員のカバー率 ※	60.0%以上	63.3%(H31.3末)	56.2%

※カバー率…全被保険者のうち健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合

### (1) 各種広報誌等による加入者・事業主への情報提供

【主な広報の実施状況（定例分）（平成31年3月末時点）】

広報物名称	実施状況
保険料納入告知書同封チラシ	毎月
社会保険協会広報誌「社会保険しまね」	奇数月
健康保険委員広報誌「だんだん健康」	4月、8月、12月
メールマガジン	毎月15日

## (2) 健康保険委員活動の活性化（セミナー、広報誌の発行、表彰の実施）

### ①健康保険委員交流会の開催

➤健康保険委員として必要な知識を習得していただくとともに、委員同士の交流を深め、健康づくり等の取り組みについて情報交換する機会を提供。（平成30年9月、3会場で開催）

#### 【開催日程等】

	開催日	会場	参加者数 (名)
松江	平成30年9月20日(木)	くにびきメッセ 小ホール	30
出雲	平成30年9月13日(木)	ニューウェルシティ出雲 銀河の間	20
浜田	平成30年9月27日(木)	浜田ワシントンプラザ ぼたんの間	20

#### 【内容等】

	内容	講師
講演Ⅰ	保険料率と職場の健康づくりの関係	全国健康保険協会島根支部
講演Ⅱ	安心してお薬(ジェネリック医薬品)を使っ ていただくために	島根県薬剤師会
講演Ⅲ	ストレスチェックとメンタルヘルス対策	島根県産業保健総合支援センター
交流会	保険料率と職場の健康づくり、ジェネリック医 薬品、メンタルヘルス対策等	(健康保険委員同士の意見交換)

- ・共催：一般社団法人島根県歯科医師会、一般社団法人島根県薬剤師会
- ・後援：島根県、一般社団法人島根県医師会

## ②健康保険委員への情報提供（再掲）

➤健康保険委員向け広報紙「だんだん健康」の送付（平成30年4月、8月、12月）

## ③健康保険委員表彰及び研修会の実施

➤健康保険委員の永年の活動や功績等に対して感謝の意を表するため表彰を実施。併せて実施する健康保険委員研修会において、各事業所の健康づくりの参考としていただくことを目的として、ヘルス・マネジメント認定事業所の担当者からの講演を実施。

（平成30年11月、3会場で開催）

### 【開催日程等】

	開催日	会場	参加者数 (名)
松江	平成30年11月19日(月)	くにびきメッセ 多目的ホール	91
出雲	平成30年11月8日(木)	ニューウェルシティ出雲 牡丹の間	104
浜田	平成30年11月16日(金)	浜田市総合福祉センター	51

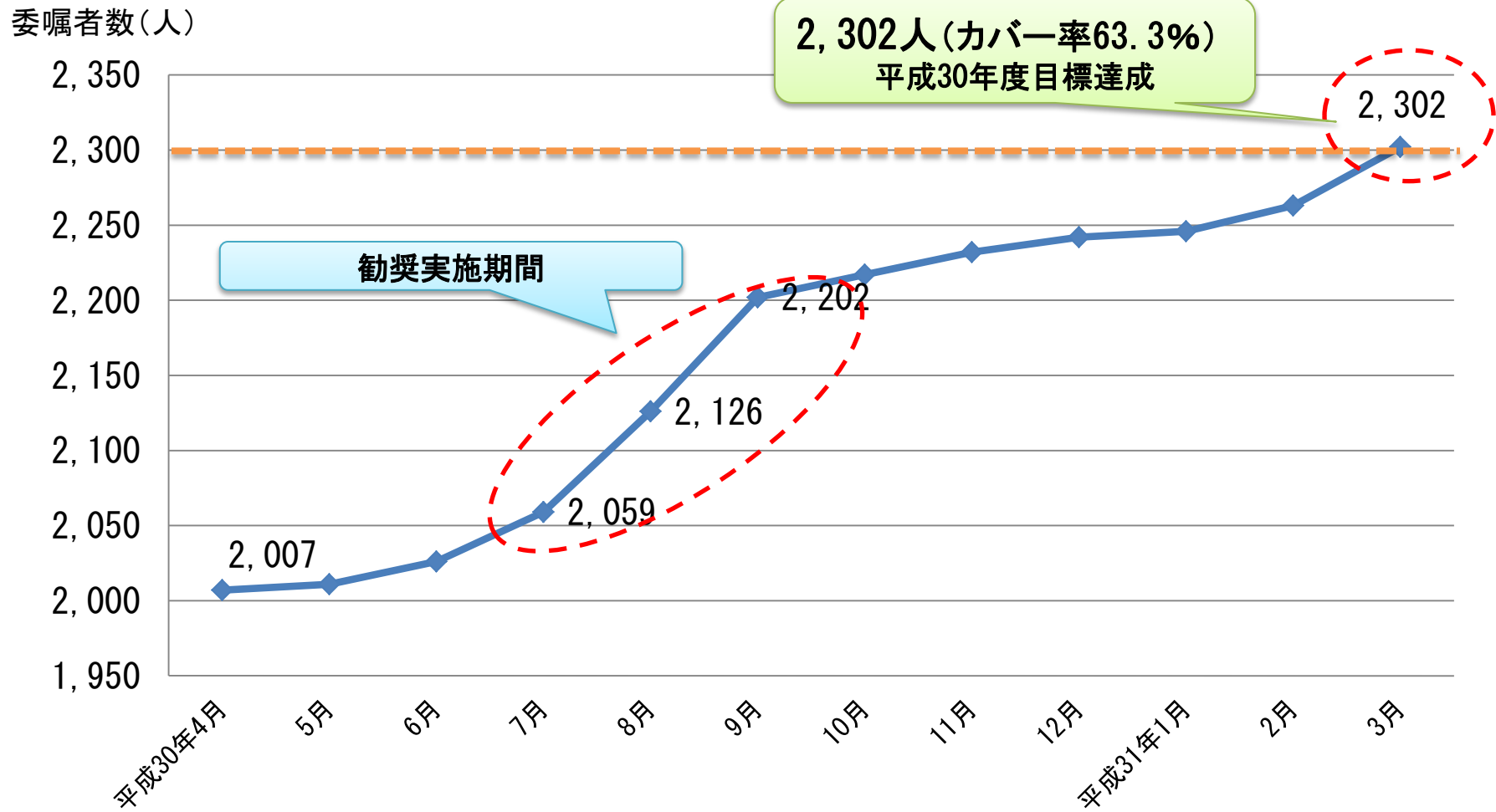
### 【内容等(協会のみ)】

	内容	講師
講演Ⅰ	健康経営の実践について	全国健康保険協会島根支部
講演Ⅱ	健康経営実践事業からの事例発表	松江:株式会社さんびる 出雲:株式会社バイタルリード 浜田:石見交通株式会社

### (3) 健康保険委員拡大勧奨の実施

➤委嘱者数の更なる拡大を目指し、3回に分けて勧奨文書計958件を送付し、全支部体制による電話勧奨を実施した。(平成30年7月、8月、9月実施) (委嘱目標2,300人)

【健康保険委員委嘱者数の推移 (平成31年3月末時点)】

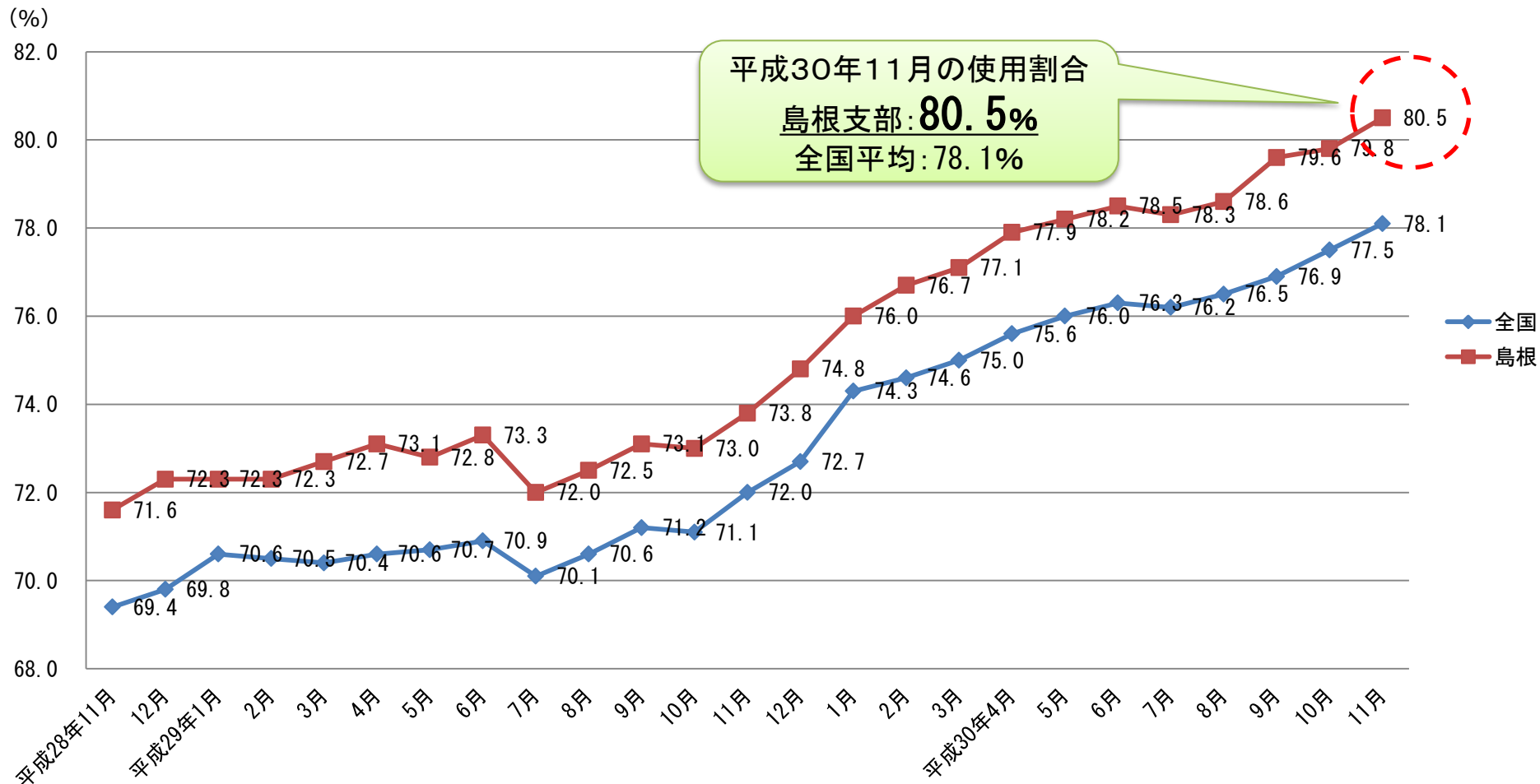




## 7. ジェネリック医薬品の使用促進

KPI No.	項目	KPI	実績	29年度実績
2-(4)	ジェネリック医薬品 使用割合	76.9%以上	80.5%(H30.11末)	77.1%

【ジェネリック医薬品使用割合の推移（平成30年11月末時点）】



## (1) 「しまねっこ」を掲載したジェネリック医薬品使用促進シールの配布

- 全国的な人気キャラクターである「しまねっこ」を使用することにより、当該シールの使用機会増加を期待。
- 健康経営普及目的の事業所訪問時、事業所よりの送付依頼時、各種イベント時に配布。県内薬局窓口における配布。

## (2) 県内薬局窓口でのジェネリック医薬品疾患別価格差リーフレットの配布(7月316薬局送付)

- 島根県薬剤師会の監修により、先発医薬品とジェネリック医薬品の疾患別価格差を記載したリーフレットを作成、薬局窓口で配布。(薬価改定に同調)併せてジェネリック医薬品使用促進シールも配布。

### 【ジェネリック医薬品疾患別価格差リーフレット】

**ジェネリック医薬品にするとどのくらい安くなるの?**

先発医薬品との価格差を紹介

全国健康保険協会 島根支部  
協会けんぽ  
松江市学園南1-2-1 くまびきメッセ2階  
TEL (0852)59-5140  
監修 一般社団法人 島根県薬剤師会

**ジェネリック医薬品と先発医薬品の価格差例**

※表中の価格は3割の窓口負担分(薬剤料のみ)を計算したものです。  
※ジェネリック医薬品は、1ヶ月の先発医薬品に同等の数量が存在する場合があります。実際の処方にも対応しております。  
※価格は目安としていたが、具体的な価格差については、薬局にてご確認ください。  
※価格は平成29年6月現在のものです。

疾患名	先発医薬品	ジェネリック医薬品	差額
<b>高血圧(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	14,240円	3,290円	6,570円
1回1錠		7,670円	10,950円
365日			
<b>糖尿病(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	7,670円	3,290円	3,290円
1回1錠		4,380円	4,380円
365日			
<b>脂質異常症(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	13,140円	5,480円	6,570円
1回1錠		6,570円	7,660円
365日			
<b>花粉症(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	3,510円	1,080円	1,620円
1回2錠		1,890円	2,430円
90日			
<b>花粉症(点眼薬)</b>			
服用条件			
3.45mg 5ml	200円	90円	80円
1度		120円	110円

疾患名	先発医薬品	ジェネリック医薬品	差額
<b>胃潰瘍(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	2,020円	840円	840円
1回1錠		1,180円	1,180円
56日			
<b>リウマチ(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	4,060円	1,880円	1,400円
1回2錠		2,660円	2,180円
52回			
<b>痛風(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	5,480円	2,190円	1,100円
1回2錠		4,380円	3,290円
365日			
<b>ぜんそく(内服薬)</b>			
服用条件			
1回1錠	270円	0円	0円
1回2錠	810円	810円	540円
90日			
<b>ぜんそく(吸入薬)</b>			
服用条件			
1回1アンプル	4,320円	2,970円	1,350円
1回3錠		2,970円	1,350円
90日			

### 【ジェネリック医薬品希望シール】

島根県観光キャラクター「しまねっこ」  
島根県庁前3572号

**お薬代を  
かして頂く節約!**

**ジェネリック医薬品を  
オススメするにゃ!**

医師 医師部の皆様へ

ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品に買替えることで節約が出来ます。

全国健康保険協会 島根支部

風速 薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品に買替えることで節約が出来ます。

全国健康保険協会 島根支部

※このシールは、はがして保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。

**全国健康保険協会 島根支部**  
協会けんぽ



## 8. インセンティブ制度の本格導入

### (1) 定期広報誌での制度周知の実施

広報物名称	実施状況	発行部数
保険料納入告知書同封チラシ	5月特別号、6～11月	約12,000部/月
社会保険協会広報誌「社会保険しまね」	7月	約6,000部
健康保険委員広報誌「だんだん健康」	4月	約2,100部
メールマガジン	4～9月	約1,700名/月

※納入告知書同封チラシおよびメールマガジンについては「5つの評価指標」を毎月1項目ずつ紹介

### (2) 山陰中央新報社の新聞および出版物への掲載

広報物名称	掲載状況	発行部数
山陰中央新報(新聞広告)	平成30年3月、平成30年12月、平成31年3月	約185,000部
週刊山陰経済ウィークリー	平成30年9月、平成31年2月※	約4,500部/回

※平成31年2月ウィークリーはP40に掲載

### (3) 協会けんぽ島根支部ホームページでの広報

➢トップページの目立つ場所にバナーを設置。  
クリックするとインセンティブ制度説明及びリーフレットのダウンロードページへリンク。

【だんだん健康4月号(表紙)】



【山陰経済ウィークリー(9/18発行)】



## (4) 経済4団体および県内各商工会議所への広報協力依頼

団体名称
島根県商工会議所連合会
島根県商工会連合会
島根県中小企業団体中央会
島根県経営者協会
県内商工会議所(8所)

【結果】全団体に広報協力いただく。  
(内訳: 広報誌等掲載10団体、制度チラシ配布7団体)

【制度チラシ(表)】

**重要** 協会けんぽにご加入の方は必ずご一読ください

**「健康保険料率に反映させる  
新たな制度がスタート！」  
～インセンティブ制度～**

インセンティブ制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の行動等を評価指標に基づいて評価し、その結果、上位過半数となる支部に対してインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなります。

なにを評価されるの?	どうすればいいの?
<b>5つの【評価指標】</b>	<b>皆様にお願いたいこと</b>
<b>1 特定健診等の受診率</b>	<b>加入者</b> 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。 お勤めの方は→「生活習慣病予防健診」 お業務の方は→「特定健診」
<b>2 特定保健指導の実施率</b>	<b>事業主</b> 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を業務の専任用として、保健指導ワークを協会けんぽへ提供してください。 (40歳以上の協会けんぽ加入者分に際す)
<b>3 特定保健指導対象者の減少率</b>	<b>該当者</b> 健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。 特定保健指導は、保健指導が事業用設備し実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。
<b>4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率</b>	<b>該当者</b> 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、必ず医療機関で受診してください。
<b>5 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合</b>	<b>加入者</b> 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の基礎を伝え、積極的に使用してください。

【制度チラシ(裏)】

**インセンティブ制度のチェックポイント!**

①インセンティブ制度導入の経緯  
政府において、これまで全保険者が選んでいた「後期高齢者支援金の加算・減算制度(※1)」の用意は決定がなされ、その結果、協会けんぽでは平成30年度から新たにインセンティブ制度を導入し、その実績を2年後の平成32年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。  
(※1) 後期高齢者医療制度の支保連金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実績等によって決定する制度

②インセンティブを付与するとは  
インセンティブの本来的な意味は、ある事柄に対し励み付けをするような制度となるものもいれ、報奨金、戻金などに和訳されています。今回導入されるインセンティブ制度では、5つの評価指標に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、上位過半数の支部に対して得点数に応じた報奨金(インセンティブ)を付与することにより、その報奨金によって保険料率の引き下げを行います。

③インセンティブの財源負担  
その財源は、全支部が一斉に0.1%を従来の保険料率(※2)に上乗せして拠出していただくこととなります。但し、新たな負担分は以下の約3年間で段階的に導入します。  
1. 平成30年度実績が反映される平成32年度保険料率に0.004%加算  
2. 平成31年度実績が反映される平成33年度保険料率に0.007%加算  
3. 平成32年度実績が反映される平成34年度保険料率に0.01%加算  
(※2) 全支部一律の保険料率である「後期高齢者に係る保険料率の部分」

④インセンティブ制度の導入で保険料率はどうなるの?  
【インセンティブ制度のイメージ図】  
最良支部(保険料率を10.13%とした場合)、インセンティブ制度導入(0.01%過出あり)後、下位ケース(A〜D)が1割ずつのような保険料率になります。

▼ インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちらまで ▼  
全国健康保険協会 島根支部  
TEL: 0852-59-1114(企業総務グループ直通)  
ホームページ: [www.nhi.or.jp](http://www.nhi.or.jp)

## (5) 各種説明会等での講演

説明会等名称	実施状況	参加者数
社会保険新任事務担当者説明会	5月、8月、12月、2月	211名(5月、8月合計)
社会保険事務説明会	6月	1,420名(16会場合計)
健康保険委員交流会	9月	70名(3会場合計)

## (6) その他、事業所宛ての制度チラシ送付

・健康保険委員拡大勧奨文書送付時、健康経営セミナー開催案内送付時 等

# 9. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

## (1) 地域医療を見える化したデータベースの活用及び地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえたエビデンスに基づく意見発信

### ①「島根支部における医療費の状況と傾向（平成28年度分）」の作成（7月）

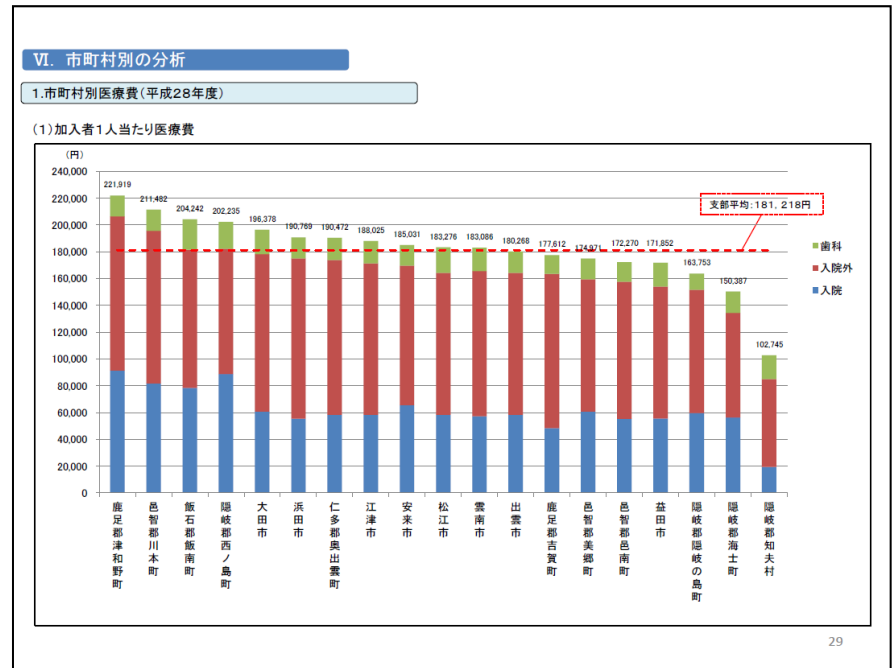
➤市町村・業態単位での医療費データ及び健診結果データの統計・分析を実施。島根支部評議会及び島根支部ホームページで公表。各市町村へ交付。

#### 【島根支部における医療費の状況と傾向（抜粋）】

III. 医療供給体制をベースとした分析		医療費が全国で28番目に高い鳥取県を参考に掲載。(鳥根県は9番目に高い)																																																																																						
医療機関数・病床数・平均在院日数(都道府県単位)に係る分析																																																																																								
<table border="1"> <tr><th>人口10万人対病院数(軒/10万人)</th></tr> <tr><td>順位 全国 6.7</td></tr> <tr><td>1 高知県 19.0</td></tr> <tr><td>2 鹿児島県 15.4</td></tr> <tr><td>3 徳島県 14.9</td></tr> <tr><td>4 大分県 13.5</td></tr> <tr><td>5 佐賀県 12.9</td></tr> <tr><td>6 宮崎県 12.8</td></tr> <tr><td>7 熊本県 12.0</td></tr> <tr><td>8 長崎県 11.0</td></tr> <tr><td>9 北海道 10.5</td></tr> <tr><td>10 山口県 10.5</td></tr> <tr><td>20 鳥取県 7.7</td></tr> <tr><td>22 鳥根県 7.4</td></tr> </table>	人口10万人対病院数(軒/10万人)	順位 全国 6.7	1 高知県 19.0	2 鹿児島県 15.4	3 徳島県 14.9	4 大分県 13.5	5 佐賀県 12.9	6 宮崎県 12.8	7 熊本県 12.0	8 長崎県 11.0	9 北海道 10.5	10 山口県 10.5	20 鳥取県 7.7	22 鳥根県 7.4	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対病院病床数(床/10万人)</th></tr> <tr><td>順位 全国 1,229.8</td></tr> <tr><td>1 和歌山県 2,530.4</td></tr> <tr><td>2 鹿児島県 2,083.6</td></tr> <tr><td>3 徳島県 1,978.4</td></tr> <tr><td>4 熊本県 1,957.6</td></tr> <tr><td>5 長崎県 1,941.3</td></tr> <tr><td>6 山口県 1,925.5</td></tr> <tr><td>7 佐賀県 1,810.4</td></tr> <tr><td>8 北海道 1,781.7</td></tr> <tr><td>9 宮崎県 1,750.8</td></tr> <tr><td>10 大分県 1,723.4</td></tr> <tr><td>15 鳥根県 1,543.8</td></tr> <tr><td>17 鳥取県 1,518.6</td></tr> </table>	人口10万人対病院病床数(床/10万人)	順位 全国 1,229.8	1 和歌山県 2,530.4	2 鹿児島県 2,083.6	3 徳島県 1,978.4	4 熊本県 1,957.6	5 長崎県 1,941.3	6 山口県 1,925.5	7 佐賀県 1,810.4	8 北海道 1,781.7	9 宮崎県 1,750.8	10 大分県 1,723.4	15 鳥根県 1,543.8	17 鳥取県 1,518.6	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対一般診療所数(軒/10万人)</th></tr> <tr><td>順位 全国 80.0</td></tr> <tr><td>1 和歌山県 110.7</td></tr> <tr><td>2 鳥根県 105.1</td></tr> <tr><td>3 長崎県 101.6</td></tr> <tr><td>4 徳島県 99.5</td></tr> <tr><td>5 東京都 96.8</td></tr> <tr><td>6 大阪府 95.0</td></tr> <tr><td>7 京都府 94.9</td></tr> <tr><td>8 山口県 92.0</td></tr> <tr><td>9 兵庫県 91.2</td></tr> <tr><td>10 福岡県 91.2</td></tr> <tr><td>14 鳥取県 88.2</td></tr> <tr><td>28 鳥根県 72.6</td></tr> </table>	人口10万人対一般診療所数(軒/10万人)	順位 全国 80.0	1 和歌山県 110.7	2 鳥根県 105.1	3 長崎県 101.6	4 徳島県 99.5	5 東京都 96.8	6 大阪府 95.0	7 京都府 94.9	8 山口県 92.0	9 兵庫県 91.2	10 福岡県 91.2	14 鳥取県 88.2	28 鳥根県 72.6	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対一般診療所病床数(床/10万人)</th></tr> <tr><td>順位 全国 81.5</td></tr> <tr><td>1 鹿児島県 338.7</td></tr> <tr><td>2 大分県 334.3</td></tr> <tr><td>3 佐賀県 291.5</td></tr> <tr><td>4 熊本県 289.3</td></tr> <tr><td>5 長崎県 283.5</td></tr> <tr><td>6 徳島県 269.7</td></tr> <tr><td>7 宮崎県 242.4</td></tr> <tr><td>8 愛媛県 214.6</td></tr> <tr><td>9 高知県 184.3</td></tr> <tr><td>10 香川県 177.7</td></tr> <tr><td>21 鳥取県 87.9</td></tr> <tr><td>26 鳥根県 29.3</td></tr> </table>	人口10万人対一般診療所病床数(床/10万人)	順位 全国 81.5	1 鹿児島県 338.7	2 大分県 334.3	3 佐賀県 291.5	4 熊本県 289.3	5 長崎県 283.5	6 徳島県 269.7	7 宮崎県 242.4	8 愛媛県 214.6	9 高知県 184.3	10 香川県 177.7	21 鳥取県 87.9	26 鳥根県 29.3	<table border="1"> <tr><th>平均在院日数(日)</th></tr> <tr><td>順位 全国 29.9</td></tr> <tr><td>1 高知県 46.4</td></tr> <tr><td>2 佐賀県 42.1</td></tr> <tr><td>3 鹿児島県 42.0</td></tr> <tr><td>4 山口県 41.8</td></tr> <tr><td>5 長崎県 40.8</td></tr> <tr><td>6 熊本県 38.6</td></tr> <tr><td>7 宮崎県 36.8</td></tr> <tr><td>8 長崎県 36.6</td></tr> <tr><td>9 福岡県 34.8</td></tr> <tr><td>10 富山県 33.4</td></tr> <tr><td>24 鳥取県 29.4</td></tr> <tr><td>26 鳥根県 29.3</td></tr> </table>	平均在院日数(日)	順位 全国 29.9	1 高知県 46.4	2 佐賀県 42.1	3 鹿児島県 42.0	4 山口県 41.8	5 長崎県 40.8	6 熊本県 38.6	7 宮崎県 36.8	8 長崎県 36.6	9 福岡県 34.8	10 富山県 33.4	24 鳥取県 29.4	26 鳥根県 29.3	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対医師数(人/10万人)</th></tr> <tr><td>順位 全国 251.7</td></tr> <tr><td>1 京都府 334.9</td></tr> <tr><td>2 徳島県 333.3</td></tr> <tr><td>3 東京都 324.0</td></tr> <tr><td>4 鳥取県 316.7</td></tr> <tr><td>5 高知県 315.7</td></tr> <tr><td>6 福岡県 313.4</td></tr> <tr><td>7 岡山県 312.0</td></tr> <tr><td>8 長崎県 308.6</td></tr> <tr><td>9 和歌山県 300.6</td></tr> <tr><td>10 石川県 295.8</td></tr> <tr><td>14 鳥根県 286.2</td></tr> </table>	人口10万人対医師数(人/10万人)	順位 全国 251.7	1 京都府 334.9	2 徳島県 333.3	3 東京都 324.0	4 鳥取県 316.7	5 高知県 315.7	6 福岡県 313.4	7 岡山県 312.0	8 長崎県 308.6	9 和歌山県 300.6	10 石川県 295.8	14 鳥根県 286.2
人口10万人対病院数(軒/10万人)																																																																																								
順位 全国 6.7																																																																																								
1 高知県 19.0																																																																																								
2 鹿児島県 15.4																																																																																								
3 徳島県 14.9																																																																																								
4 大分県 13.5																																																																																								
5 佐賀県 12.9																																																																																								
6 宮崎県 12.8																																																																																								
7 熊本県 12.0																																																																																								
8 長崎県 11.0																																																																																								
9 北海道 10.5																																																																																								
10 山口県 10.5																																																																																								
20 鳥取県 7.7																																																																																								
22 鳥根県 7.4																																																																																								
人口10万人対病院病床数(床/10万人)																																																																																								
順位 全国 1,229.8																																																																																								
1 和歌山県 2,530.4																																																																																								
2 鹿児島県 2,083.6																																																																																								
3 徳島県 1,978.4																																																																																								
4 熊本県 1,957.6																																																																																								
5 長崎県 1,941.3																																																																																								
6 山口県 1,925.5																																																																																								
7 佐賀県 1,810.4																																																																																								
8 北海道 1,781.7																																																																																								
9 宮崎県 1,750.8																																																																																								
10 大分県 1,723.4																																																																																								
15 鳥根県 1,543.8																																																																																								
17 鳥取県 1,518.6																																																																																								
人口10万人対一般診療所数(軒/10万人)																																																																																								
順位 全国 80.0																																																																																								
1 和歌山県 110.7																																																																																								
2 鳥根県 105.1																																																																																								
3 長崎県 101.6																																																																																								
4 徳島県 99.5																																																																																								
5 東京都 96.8																																																																																								
6 大阪府 95.0																																																																																								
7 京都府 94.9																																																																																								
8 山口県 92.0																																																																																								
9 兵庫県 91.2																																																																																								
10 福岡県 91.2																																																																																								
14 鳥取県 88.2																																																																																								
28 鳥根県 72.6																																																																																								
人口10万人対一般診療所病床数(床/10万人)																																																																																								
順位 全国 81.5																																																																																								
1 鹿児島県 338.7																																																																																								
2 大分県 334.3																																																																																								
3 佐賀県 291.5																																																																																								
4 熊本県 289.3																																																																																								
5 長崎県 283.5																																																																																								
6 徳島県 269.7																																																																																								
7 宮崎県 242.4																																																																																								
8 愛媛県 214.6																																																																																								
9 高知県 184.3																																																																																								
10 香川県 177.7																																																																																								
21 鳥取県 87.9																																																																																								
26 鳥根県 29.3																																																																																								
平均在院日数(日)																																																																																								
順位 全国 29.9																																																																																								
1 高知県 46.4																																																																																								
2 佐賀県 42.1																																																																																								
3 鹿児島県 42.0																																																																																								
4 山口県 41.8																																																																																								
5 長崎県 40.8																																																																																								
6 熊本県 38.6																																																																																								
7 宮崎県 36.8																																																																																								
8 長崎県 36.6																																																																																								
9 福岡県 34.8																																																																																								
10 富山県 33.4																																																																																								
24 鳥取県 29.4																																																																																								
26 鳥根県 29.3																																																																																								
人口10万人対医師数(人/10万人)																																																																																								
順位 全国 251.7																																																																																								
1 京都府 334.9																																																																																								
2 徳島県 333.3																																																																																								
3 東京都 324.0																																																																																								
4 鳥取県 316.7																																																																																								
5 高知県 315.7																																																																																								
6 福岡県 313.4																																																																																								
7 岡山県 312.0																																																																																								
8 長崎県 308.6																																																																																								
9 和歌山県 300.6																																																																																								
10 石川県 295.8																																																																																								
14 鳥根県 286.2																																																																																								
<table border="1"> <tr><th>人口10万人対病院数(軒/10万人)</th></tr> <tr><td>41 静岡県 4.9</td></tr> <tr><td>42 東京都 4.8</td></tr> <tr><td>43 埼玉県 4.7</td></tr> <tr><td>44 千葉県 4.6</td></tr> <tr><td>45 愛知県 4.3</td></tr> <tr><td>46 滋賀県 4.0</td></tr> <tr><td>47 神奈川県 3.7</td></tr> </table>	人口10万人対病院数(軒/10万人)	41 静岡県 4.9	42 東京都 4.8	43 埼玉県 4.7	44 千葉県 4.6	45 愛知県 4.3	46 滋賀県 4.0	47 神奈川県 3.7	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対病院病床数(床/10万人)</th></tr> <tr><td>41 岐阜県 1,026.7</td></tr> <tr><td>42 滋賀県 1,025.6</td></tr> <tr><td>43 千葉県 944.5</td></tr> <tr><td>44 千葉県 942.1</td></tr> <tr><td>45 愛知県 903.4</td></tr> <tr><td>46 埼玉県 852.1</td></tr> <tr><td>47 神奈川県 808.9</td></tr> </table>	人口10万人対病院病床数(床/10万人)	41 岐阜県 1,026.7	42 滋賀県 1,025.6	43 千葉県 944.5	44 千葉県 942.1	45 愛知県 903.4	46 埼玉県 852.1	47 神奈川県 808.9	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対一般診療所数(軒/10万人)</th></tr> <tr><td>41 愛知県 70.6</td></tr> <tr><td>42 青森県 68.4</td></tr> <tr><td>43 北海道 63.2</td></tr> <tr><td>44 沖縄県 62.3</td></tr> <tr><td>45 千葉県 60.6</td></tr> <tr><td>46 茨城県 59.0</td></tr> <tr><td>47 埼玉県 58.0</td></tr> </table>	人口10万人対一般診療所数(軒/10万人)	41 愛知県 70.6	42 青森県 68.4	43 北海道 63.2	44 沖縄県 62.3	45 千葉県 60.6	46 茨城県 59.0	47 埼玉県 58.0	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対一般診療所病床数(床/10万人)</th></tr> <tr><td>41 滋賀県 38.0</td></tr> <tr><td>42 奈良県 37.3</td></tr> <tr><td>43 京都府 30.7</td></tr> <tr><td>44 東京都 29.9</td></tr> <tr><td>45 神奈川県 28.7</td></tr> <tr><td>46 大阪府 28.6</td></tr> <tr><td>47 新潟県 28.1</td></tr> </table>	人口10万人対一般診療所病床数(床/10万人)	41 滋賀県 38.0	42 奈良県 37.3	43 京都府 30.7	44 東京都 29.9	45 神奈川県 28.7	46 大阪府 28.6	47 新潟県 28.1	<table border="1"> <tr><th>平均在院日数(日)</th></tr> <tr><td>41 滋賀県 25.5</td></tr> <tr><td>42 宮城県 25.1</td></tr> <tr><td>43 岐阜県 24.6</td></tr> <tr><td>44 愛知県 24.0</td></tr> <tr><td>45 長野県 23.9</td></tr> <tr><td>46 東京都 22.3</td></tr> <tr><td>47 神奈川県 22.3</td></tr> </table>	平均在院日数(日)	41 滋賀県 25.5	42 宮城県 25.1	43 岐阜県 24.6	44 愛知県 24.0	45 長野県 23.9	46 東京都 22.3	47 神奈川県 22.3	<table border="1"> <tr><th>人口10万人対医師数(人/10万人)</th></tr> <tr><td>41 静岡県 207.8</td></tr> <tr><td>42 岩手県 207.5</td></tr> <tr><td>43 新潟県 205.5</td></tr> <tr><td>44 福島県 204.5</td></tr> <tr><td>45 千葉県 196.9</td></tr> <tr><td>46 茨城県 189.8</td></tr> <tr><td>47 埼玉県 167.0</td></tr> </table>	人口10万人対医師数(人/10万人)	41 静岡県 207.8	42 岩手県 207.5	43 新潟県 205.5	44 福島県 204.5	45 千葉県 196.9	46 茨城県 189.8	47 埼玉県 167.0																																			
人口10万人対病院数(軒/10万人)																																																																																								
41 静岡県 4.9																																																																																								
42 東京都 4.8																																																																																								
43 埼玉県 4.7																																																																																								
44 千葉県 4.6																																																																																								
45 愛知県 4.3																																																																																								
46 滋賀県 4.0																																																																																								
47 神奈川県 3.7																																																																																								
人口10万人対病院病床数(床/10万人)																																																																																								
41 岐阜県 1,026.7																																																																																								
42 滋賀県 1,025.6																																																																																								
43 千葉県 944.5																																																																																								
44 千葉県 942.1																																																																																								
45 愛知県 903.4																																																																																								
46 埼玉県 852.1																																																																																								
47 神奈川県 808.9																																																																																								
人口10万人対一般診療所数(軒/10万人)																																																																																								
41 愛知県 70.6																																																																																								
42 青森県 68.4																																																																																								
43 北海道 63.2																																																																																								
44 沖縄県 62.3																																																																																								
45 千葉県 60.6																																																																																								
46 茨城県 59.0																																																																																								
47 埼玉県 58.0																																																																																								
人口10万人対一般診療所病床数(床/10万人)																																																																																								
41 滋賀県 38.0																																																																																								
42 奈良県 37.3																																																																																								
43 京都府 30.7																																																																																								
44 東京都 29.9																																																																																								
45 神奈川県 28.7																																																																																								
46 大阪府 28.6																																																																																								
47 新潟県 28.1																																																																																								
平均在院日数(日)																																																																																								
41 滋賀県 25.5																																																																																								
42 宮城県 25.1																																																																																								
43 岐阜県 24.6																																																																																								
44 愛知県 24.0																																																																																								
45 長野県 23.9																																																																																								
46 東京都 22.3																																																																																								
47 神奈川県 22.3																																																																																								
人口10万人対医師数(人/10万人)																																																																																								
41 静岡県 207.8																																																																																								
42 岩手県 207.5																																																																																								
43 新潟県 205.5																																																																																								
44 福島県 204.5																																																																																								
45 千葉県 196.9																																																																																								
46 茨城県 189.8																																																																																								
47 埼玉県 167.0																																																																																								

※データ:平成28年度 厚生労働省 医療施設調査

★鳥根支部は人口あたりの病院数は全国平均に近いが、一般診療所数が全国平均を大きく上回っている。



### ②地域医療構想調整会議における意見発信

・各圏域で開催される地域医療構想調整会議の場において、圏域ごとの課題を把握した上で、分析で得た傾向を踏まえて、保険者の立場から意見発信を行った。

## (2) 島根大学との連携による分析事業の実施

- 島根大学人間科学部研究倫理委員会へ委員として参加。
- 人間科学部との事業連携に向けた議論。
  - ・ 健康経営の効果検証やモデル事業の策定に向けて打合せを実施。
- 健康経営効果分析アンケートの実施。(3月、P41再掲)

## (3) 島根県との連携による分析事業の実施

- 島根県への健診結果データの提供(12月)
  - ・ データを分析して活用することで地域ごとの健康課題を明確にし、適切な対応方法を検証していく方針。